

# 障害者総合支援請求情報エラーメッセージ一覧

平成 28 年 8 月

北海道国民健康保険団体連合会

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EA59	エラー	受付：移行準備支援体制加算に規定外コードが設定されています	(1) 就労移行支援提供実績記録票情報(明細情報)のサービス提供年月が2012年4月以降であり、かつ施設外支援が設定されている場合、施設外支援が「1：移行準備支援体制加算(Ⅰ)を算定する場合」、または「2：移行準備支援体制加算(Ⅱ)を算定する場合」以外である。	・就労移行支援提供実績記録票情報(明細情報)のサービス提供年月及び施設外支援の設定内容を確認してください。
EC01	エラー	受付：基本情報が重複しています	(1) 同月に受け付けた請求情報が複数存在する場合、点検結果が正常となった請求情報と同一キーの基本情報を持つ他の請求情報が存在する。 (2) 同一請求情報内で、点検結果が正常となった請求情報と同一キーの基本情報を持つ請求情報が存在する。 (3) 地域生活支援事業の場合、点検対象の基本情報と同一キーの基本情報を持つ請求情報(支払済)が存在する。	・請求情報のキー項目の設定内容を確認してください。または、点検結果が正常である請求情報及びエラーである請求情報のどちらが本来、有効とするべき請求情報であるかを確認してください。
EC02	エラー	受付：明細情報が重複しています	(1) 同一請求情報内で、同一キーの明細情報が複数存在する。	・請求情報のキー項目の設定内容を確認してください。または、点検結果が正常である請求情報及びエラーである請求情報のどちらが本来、有効とするべき請求情報であるかを確認してください。
EC05	エラー	受付：契約情報が重複しています	(1) 同一請求情報内で、同一キーの契約情報が複数存在する。	・請求情報のキー項目の設定内容を確認してください。または、点検結果が正常である請求情報及びエラーである請求情報のどちらが本来、有効とするべき請求情報であるかを確認してください。
EC08	エラー	受付：既に利用者負担上限額管理結果票が存在します	(1) 点検対象の利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)の上限額管理結果票情報作成区分コードが「1：新規」の場合、同一キーの情報が存在している。	・利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)のキー項目及び上限額管理結果票情報作成区分コード、または支払済利用者負担上限額管理結果票(基本情報)の登録内容を確認してください。
EC09	エラー	受付：対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在しません	(1) 点検対象の利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)の上限額管理結果票情報作成区分コードが「2：修正」、または「3：取消」の場合、同一キーの有効な情報が存在しない。	・利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)のキー項目及び上限額管理結果票情報作成区分コード、または支払済利用者負担上限額管理結果票(基本情報)の登録内容を確認してください。
ED01	エラー	資格：基本情報が重複しています	(1) 点検対象の基本情報と同一キーの基本情報を持つ請求情報(支払済)が存在する。	・請求情報のキー項目の設定内容を確認してください。または、請求情報(支払済)及びエラーである請求情報のどちらが本来、有効とするべき請求情報であるかを確認してください。
ED02	エラー	資格：明細情報が重複しています	(1) 点検対象の明細情報と同一キーの基本情報を持つ請求情報(支払済)が存在する。	・請求情報のキー項目の設定内容を確認してください。または、請求情報(支払済)及びエラーである請求情報のどちらが本来、有効とするべき請求情報であるかを確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EE01	エラー	受付：事業所台帳に該当の事業所情報が無効又は存在しません	(1) 請求情報と等しい事業所番号の情報が、事業所台帳（基本）に存在しない。 (2) 請求情報の事業所番号と等しい事業所番号の情報が、事業所台帳（基本）に存在するが、請求情報のサービス提供年月が、事業所台帳（基本）の異動年月日の年月より前である。	・請求情報のサービス提供年月及び事業所番号の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（基本）の登録内容を確認してください。
EE17	エラー	受付：地域区分コードが障害児施設台帳と一致しません	(1) 請求情報の地域区分コードが、障害児施設台帳（サービス）の地域区分コードと異なる。	・請求情報の地域区分コードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の地域区分コードの登録内容を確認してください。
EE19	警告	※受付：利用日数特例の対象期間が事業所台帳と一致しません	(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票・対象期間が事業所台帳（サービス）のいずれの利用日数特例対象期間とも異なる。	・介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票・対象期間（開始）及び利用日数管理票・対象期間（終了）の設定内容をを確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の登録内容を確認してください。
EE20	エラー	受付：地域区分コードが事業所台帳と一致しません	(1) 請求情報の地域区分コードが、事業所台帳（サービス）の地域区分コードと異なる。	・請求情報の地域区分コードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の地域区分コードの登録内容を確認してください。
EE24	エラー	受付：単位数単価が単価表の単位数単価と一致しません	(1) 請求情報の単位数単価が、単価表マスタから取得した単位数単価と異なる。	・請求情報の単位数単価の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の地域区分コード、施設等の区分及び障害児施設区分の登録内容を確認してください。
EE26	警告	※受付：請求サービスコードに対する契約情報が存在しません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが契約情報の作成が必要なサービスの場合、介護給付費等明細書情報（契約情報）が存在しない。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコード及び介護給付費等明細書情報（契約情報）の設定内容を確認してください。
EE28	警告	※受付：利用日数に係る特例の届出がありません	(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票欄のいずれかの項目が設定されている場合、事業所台帳（サービス）の利用日数特例届出有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票欄の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の利用日数特例届出有無の登録内容を確認してください。
EE34	警告	※受付：利用日数管理票・原則日数総和が各月原則日数の合計超過	(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票欄のいずれかの項目が設定されている場合、利用日数管理票・原則日数の総和が、利用日数管理票・対象期間（開始）から対象期間（終了）までの各月の日数から8日を控除した日数の合計より大きい。	・介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票・対象期間（開始）、対象期間（終了）、原則日数の総和の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EE46	警告	※受付：地域生活支援事業単位数台帳記載の給付率と一致しません	(1) 地域生活支援事業明細書情報(集計情報)に対応する、地域生活支援事業単位数台帳の請求情報・請求合成単位数が「999,999」以外で、かつ利用者負担定率/定額情報・利用者負担定率/定額区分が「1:定率」の場合、地域生活支援事業明細書情報(集計情報)の請求額集計欄・給付率が、地域生活支援事業単位数台帳の利用者負担定率/定額情報・給付率と異なる。	・地域生活支援事業明細書情報(集計情報)の請求額集計欄・給付率の設定内容、または地域生活支援事業単位数台帳の請求情報・請求合成単位数及び利用者負担定率/定額情報・給付率の登録内容を確認してください。
EE67	エラー	受付：事業所台帳に該当の上限額管理事業所番号が存在しません	(1) 介護給付費等明細書情報(基本情報)の上限額管理事業所・指定事業所番号と等しい事業所番号の情報が、事業所台帳(基本)に存在しない。 (2) 利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)の上限額管理事業所番号と等しい事業所番号の情報が、事業所台帳(基本)に存在しない。 (3) 利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)の上限額管理事業所番号と等しい事業所番号の情報が、事業所台帳(基本)に存在するが、利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)のサービス提供年月が、事業所台帳(基本)の異動年月日の年月より前である。	・介護給付費等明細情報(基本情報)の上限額管理事業所・指定事業所番号及び利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)のサービス提供年月及び上限額管理事業所番号の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(基本)の登録内容を確認してください。
EF02	エラー	受付：対象様式のサービスコードと一致しません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)の交換情報識別番号が、サービス種類(サービスコードの上2桁)と対応していない。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)の交換情報識別番号及びサービスコードの設定内容を確認してください。
EF12	エラー	受付：みなし期間外のサービスです	(1) 請求情報のサービス種類「みなし指定対象のサービス種類」に示すサービスコードであり、かつ事業所番号及びサービス種類に対する事業所台帳(サービス)のみなし指定の有無が「2:有り」の場合、サービス提供年月がみなし指定の有効期間より後である。	・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)のみなし指定の有無の登録内容を確認してください。
EF13	エラー	受付：障害児施設台帳・サービス情報に登録市町村番号が未登録です	(1) 請求情報の事業所番号の上3桁目が「8:児童福祉法(基準該当事業所)」、かつ都道府県等番号の上2桁が自県の都道府県番号の場合、都道府県等番号が障害児施設台帳(サービス)の基準該当・登録市町村番号と異なる。	・障害児給付費等請求書情報(明細情報)、障害児給付費等明細書情報(集計情報)、または障害児相談支援給付費等請求書情報(基本情報)の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の基準該当・登録市町村番号の登録内容を確認してください。
EF14	エラー	受付：処遇改善加算と処遇改善特別加算は併給できません	(1) サービス提供年月が同一の明細情報内で、福祉・介護職員処遇改善加算のサービスコードと、福祉・介護職員処遇改善特別加算のサービスコードが存在している。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)、または障害児給付費等明細書情報(明細情報)の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算のサービスコードの設定内容を確認してください。
EF15	エラー	受付：処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過	(1) 請求情報の福祉・介護職員処遇改善加算のサービス単位数が、処遇改善算定対象である同一サービス種類のサービス単位数の合計から算出した単位数を超えている。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)、または障害児給付費等明細書情報(明細情報)の福祉・介護職員処遇改善加算のサービス単位数の設定内容を確認してください。
EF17	エラー	受付：処遇改善特別加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過	(1) 請求情報の福祉・介護職員処遇改善特別加算のサービス単位数が、処遇改善算定対象である同一サービス種類のサービス単位数の合計から算出した単位数を超えている。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)、または障害児給付費等明細書情報(明細情報)の福祉・介護職員処遇改善特別加算のサービス単位数の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EF18	エラー	受付：指定有効期間外の事業所です	(1) サービス提供年月が事業所番号及びサービス種類コード、またはサービス種類（サービスコードの上2桁）と等しい事業所台帳（サービス）の指定有効開始年月日より前である。 (2) サービス提供年月が事業所番号及びサービス種類コード、またはサービス種類（サービスコードの上2桁）と等しい事業所台帳（サービス）の指定有効終了年月日より後である。	・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の指定有効開始年月日及び指定有効終了年月日の登録内容を確認してください。
EF19	警告	※受付：事業所台帳・サービス情報に指定有効期間が未登録です	(1) 請求情報の事業所番号及びサービス種類コード、またはサービス種類（サービスコードの上2桁）と等しい事業所台帳（サービス）の指定有効開始年月日及び指定有効終了年月日が未設定である。	・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の指定有効開始年月日及び指定有効終了年月日の登録内容を確認してください。
EF20	エラー	受付：事業所指定が効力停止中の事業所です	(1) サービス提供年月が事業所番号及びサービス種類コード、またはサービス種類（サービスコードの上2桁）と等しい事業所台帳（サービス）の効力停止期間内である。 (2) サービス提供年月と事業所番号及びサービス種類コード、またはサービス種類（サービスコードの上2桁）と等しい事業所台帳（サービス）の効力停止開始年月日の年月が等しい場合、効力停止開始年月日の日付が1日である。 (3) サービス提供年月と事業所番号及びサービス種類コード、またはサービス種類（サービスコードの上2桁）と等しい事業所台帳（サービス）の効力停止終了年月日の年月が等しい場合、効力停止終了年月日の日付が末日である。	・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の効力停止開始年月日及び効力停止終了年月日の登録内容を確認してください。
EF21	警告	※受付：集中支援加算と退院・退所月加算は併給できません	(1) サービス提供年月が同一の明細情報内で、集中支援加算のサービスコードと、退院・退所月加算のサービスコードが存在している。	・地域相談支援給付費明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。
EF22	警告	※受付：障害児施設台帳・サービス情報に指定有効期間が未登録です	(1) 請求情報の事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）と等しい障害児施設台帳（サービス）の指定有効開始年月日及び指定有効終了年月日が未設定である。	・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の指定有効開始年月日及び指定有効終了年月日の登録内容を確認してください。
EF23	警告	※受付：事業所台帳・サービス情報から単位単価を特定できません	(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）のサービス提供年月、サービス種類コード、事業所台帳（サービス）の地域区分コード、施設等の区分及び障害児施設区分にて単価表マスタを検索し、対応する単位単価を取得できなかったことにより、介護給付費等明細書情報（集計情報）のサービス提供年月、サービス種類コード、事業所台帳（サービス）の地域区分コードにて単価表マスタを再検索した場合、複数の異なる単位単価が取得されている。	・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の地域区分コード、施設等の区分及び障害児施設区分の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EF24	警告	※受付：障害児施設台帳・サービス情報から単位単価を特定できません	(1) 障害児給付費等明細書情報(集計情報)のサービス提供年月、サービス種類コード、障害児施設台帳(サービス)の地域区分コード、施設等の区分及び障害児施設区分にて単価表マスタを検索し、対応する単位単価を取得できなかったことにより、障害児給付費等明細書情報(集計情報)のサービス提供年月、サービス種類コード、障害児施設台帳(サービス)の地域区分コードにて単価表マスタを再検索した場合、複数の異なる単位単価が取得されている。	・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の地域区分コード、施設等の区分及び障害児施設区分の登録内容を確認してください。
EG02	エラー	資格：受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません	(1) 請求情報と等しい市町村番号及び受給者証番号の情報が、受給者台帳(基本)に存在しない。 (2) 請求情報と等しい市町村番号及び受給者証番号の情報が、受給者台帳(基本)に存在するが、請求情報のサービス提供年月が、受給者台帳(基本)の異動年月日の年月より前である。	・請求情報の市町村番号及び受給者証番号の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(基本)の登録内容を確認してください。
EG03	エラー	資格：受給者台帳に該当する支給決定が存在しません	(1) 請求情報と等しい市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードの情報が、受給者台帳(支給決定)に存在しない。 (2) 請求情報と等しい市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードの情報が、受給者台帳(支給決定)に存在するが、請求情報のサービス提供年月が受給者台帳(支給決定)の異動年月日の年月より前である。	・請求情報の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(支給決定)の登録内容を確認してください。
EG05	エラー	資格：上限額管理事業所として登録されていません	(1) 介護給付費等明細書情報(基本情報)のサービス提供年月が2010年3月以前であり、かつ上限額管理事業所・指定事業所番号が設定されており、かつ市町村番号及び受給者証番号が等しい受給者台帳(基本)の利用者負担上限額管理情報・上限額管理有無が「2：有り」の場合、上限額管理事業所・指定事業所番号が、受給者台帳(基本)の利用者負担上限額管理情報・上限額管理事業所番号と異なる。 (2) 介護給付費等明細書情報(基本情報)のサービス提供年月が2010年4月以降であり、かつ上限額管理事業所・指定事業所番号が設定されており、かつ市町村番号及び受給者証番号が等しい受給者台帳(基本)の利用者負担上限額管理情報・上限額管理有無が「2：有り」であり、かつ受給者台帳(基本)の利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額が0より大きい場合、上限額管理事業所・指定事業所番号が、受給者台帳(基本)の利用者負担上限額管理情報・上限額管理事業所番号と異なる。 (3) 利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)の上限額管理事業所番号が、市町村番号及び受給者証番号が等しい受給者台帳(基本)の利用者負担上限額管理情報・上限額管理事業所番号と異なる。 (4) サービス利用計画作成費請求書情報(明細情報)のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードであり、かつ事業所番号が、市町村番号及び受給者証番号が等しい受給者台帳(基本)の利用者負担上限額管理情報・上限額管理事業所番号と異なる。	・介護給付費等明細書情報(基本情報)の上限額管理事業所・指定事業所番号、利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)の上限額管理事業所番号及びサービス利用計画作成費請求書情報(明細情報)の事業所番号の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(基本)の利用者負担上限額管理情報・上限額管理事業所番号の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG07	エラー	資格：障害児支援受給者台帳に該当のサービスが存在しません	(1) 都道府県等番号、受給者証番号及び決定サービスコードと等しい障害児支援受給者台帳（支給決定）が存在しない。 (2) 決定サービスコードに対応する受給者台帳（支給決定）が存在するが、サービス提供年月が受給者台帳（支給決定）の異動年月日の年月より前である。	・請求情報のサービスコード及びサービス内容の設定内容、または障害児支援受給者台帳（支給決定）の登録内容を確認してください。
EG09	エラー	資格：上限額管理有効期間外の受給者です	(1) 請求情報の受給者証番号に対する受給者台帳（基本）が存在し、かつ受給者台帳（基本）の利用者負担上限額管理情報・上限額管理有無が「2：有り」の場合、サービス提供年月が上限額管理有効期間（開始年月日）の年月より前である。 (2) 請求情報の受給者証番号に対する受給者台帳（基本）が存在し、かつ受給者台帳（基本）の利用者負担上限額管理情報・上限額管理有無が「2：有り」の場合、サービス提供年月が上限額管理有効期間（終了年月日）の年月より後である。 (3) サービス利用計画作成費請求書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードであり、かつ事業所番号が、市町村番号及び受給者証番号が等しい受給者台帳（基本）の利用者負担上限額管理情報・上限額管理事業所番号と等しい場合、サービス提供年月が上限額管理有効期間（開始年月日）の年月より前である。 (4) サービス利用計画作成費請求書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードであり、かつ事業所番号が、市町村番号及び受給者証番号が等しい受給者台帳（基本）の利用者負担上限額管理情報・上限額管理事業所番号と等しい場合、サービス提供年月が上限額管理有効期間（終了年月日）の年月より後である。	・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の上限額管理有効期間の登録内容を確認してください。
EG12	エラー	資格：利用者負担上限月額有効期間外の受給者です	(1) 請求情報の受給者証番号に対する受給者台帳（基本）が存在する場合、サービス提供年月が利用者負担上限月額有効期間（開始年月日）の年月より前である。 (2) 請求情報の受給者証番号に対する受給者台帳（基本）が存在する場合、サービス提供年月が利用者負担上限月額有効期間（終了年月日）の年月より後である。	・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の利用者負担上限月額有効期間の登録内容を確認してください。
EG13	エラー	資格：該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です	(1) 請求情報の決定サービスコードに対する受給者台帳（支給決定）が存在する場合、サービス提供年月が決定支給期間（終了年月日）の年月より後である。	・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給期間の登録内容を確認してください。
EG14	警告	※資格：特定入所障害児食費等給付費・算定日額が補足給付額超過	(1) 特定入所障害児食費等給付費・算定日額が、障害児支援受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）より大きい。	・障害児給付費等明細書情報（集計情報）の特定入所障害児食費等給付費・算定日額の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG16	警告	※資格：本体と加算の回数合計が当該月の日数を超過しています	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が入所系サービスであり、かつ入院・外泊時加算のサービスコードが存在する場合、同一サービス種類のサービスコードより算出したサービス提供量の合計（本体請求の回数＋入院・外泊時加算の回数）が、受給者台帳（支給決定）の決定支給量（当該月の日数／月）より大きい。</p> <p>(2) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が「32：施設入所支援」であり、かつ土日等日中支援加算のサービスコードが存在する場合、サービス提供量の合計（日中活動系サービスの本体請求の回数＋土日等日中支援加算の回数）が、「当該月の日数／月」より大きい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給量及び決定支給期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG17	エラー	資格：上限額管理対象外の受給者です	<p>(1) 受給者台帳（基本）の上限額管理有無が「1：無し」の場合、介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所・指定事業所番号が設定されている。</p> <p>(2) 受給者台帳（基本）の上限額管理有無が「1：無し」の場合、利用者負担上限額管理結果票情報を提出した。</p> <p>(3) サービス提供年月が2010年4月以降であり、かつ受給者台帳（基本）の上限額管理有無が「2：有り」の場合、利用者負担上限月額が0である。</p> <p>(4) サービス利用計画作成費請求書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードの場合、受給者台帳（基本）の上限額管理有無が「1：無し」である。</p> <p>(5) サービス提供年月が2010年4月以降であり、かつサービス利用計画作成費請求書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードの場合、受給者台帳（基本）の利用者負担上限月額が0である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求情報の上限額管理事業所・指定事業所番号の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の上限額管理有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG18	エラー	資格：補足給付対象外の受給者です	<p>(1) 受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付有無が「1：無し」の場合、介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・算定日額が0より大きい。</p> <p>(2) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無が「2：有り」であり、かつ受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付有無が「1：無し」の場合、サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付額（円／日）が0円より大きい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・算定日額及びサービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無、補足給付額（円／日）の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>



エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG20	エラー	資格：受給者台帳で資格を喪失している受給者です	(1) 請求情報の市町村番号及び受給者証番号が等しい受給者台帳(基本)の異動区分が「3:終了」の場合、請求情報のサービス提供年月が、受給者台帳(基本)の異動年月日の年月より後である。 (2) 介護給付費等明細書情報(基本情報)の市町村番号及び受給者証番号が等しい受給者台帳(基本)の異動区分が「3:終了」であり、かつ介護給付費等明細書情報(基本情報)に対応する介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが退所時特別支援加算、または地域移行加算のみであり、かつ介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・終了年月日が設定されている場合、サービス開始日等・終了年月日の年月が受給者台帳(基本)の異動年月日の年月より後である。	・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(基本)の登録内容を確認してください。
EG21	警告	※資格：本体と加算の回数合計が当該月の日数-2日を超過	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス種類(サービスコードの上2桁)が居住支援サービス、または日中活動サービスであり、かつ長期入院時支援特別加算のサービスコード、または長期帰宅時支援加算のサービスコードが存在する場合、同一サービス種類のサービスコードより算出したサービス提供量の合計(本体請求の回数+長期入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算の回数)が、「受給者台帳(支給決定)の決定支給量(当該月の日数/月-2(本加算が算定されるまでの日)」より大きい。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)の回数の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(支給決定)の決定支給量及び決定支給期間の登録内容を確認してください。
EG22	警告	※資格：サービス終了年月日が決定支給期間より以降です	(1) 介護給付費等明細書情報(日数情報)の受給者証番号に対する受給者台帳(支給決定)が存在する場合、サービス開始日等・終了年月日が受給者台帳(支給決定)の決定支給期間(終了年月日)より後である。	・介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・終了年月日の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(支給決定)の決定支給期間の登録内容を確認してください。
EG24	警告	※資格：受給者台帳記載の障害程度区分と一致しません	(1) 介護給付費等明細書情報(基本情報)の受給者証番号に対する受給者台帳(基本)が存在する場合、障害支援区分が受給者台帳(基本)の障害支援区分と異なる。 (2) 介護給付費等明細書情報(基本情報)の受給者証番号に対する受給者台帳(基本)が存在し、かつ障害支援区分が「99:無し」以外の場合、サービス提供年月が受給者台帳(基本)の障害支援区分認定有効期間(開始年月日)より前である。 (3) 介護給付費等明細書情報(基本情報)の受給者証番号に対する受給者台帳(基本)が存在し、かつ障害支援区分が「99:無し」以外の場合、サービス提供年月が受給者台帳(基本)の障害支援区分認定有効期間(終了年月日)より後である。	・介護給付費等明細書情報(基本情報)のサービス提供年月及び障害支援区分の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(基本)の障害支援区分及び障害支援区分認定有効期間の登録内容を確認してください。
EG26	警告	※資格：受給者台帳記載の利用者負担上限月額と一致しません	(1) 請求情報の受給者証番号に対する受給者台帳(基本)が存在する場合、利用者負担上限月額が受給者台帳(基本)の利用者負担上限月額と異なる。	・請求情報の利用者負担上限月額の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(基本)の利用者負担上限月額の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG27	警告	※資格：サービス提供量が決定支給量を超えています	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）の受給者証番号に対する受給者台帳（支給決定）が存在し、かつ決定支給量が設定されている場合、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の決定サービスコードより算出したサービス提供量が受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きい。</p> <p>(2) 障害児給付費等明細書情報（明細情報）の受給者証番号に対する障害児支援受給者台帳（支給決定）が存在し、かつ決定支給量が設定されている場合、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の決定サービスコードより算出したサービス提供量が障害児支援受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きい。</p> <p>(3) 地域生活支援事業明細書情報（明細情報）の受給者証番号に対する地域生活支援事業受給者台帳（支給決定）が存在する場合、サービスコードに対する地域生活支援事業単位数台帳の決定サービスコードより算出したサービス提供量が地域生活支援事業受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給量の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG28	警告	※資格：契約支給量が決定支給量を超えています	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票・対象期間（開始）が未設定、かつ受給者台帳（支給決定）の決定支給量が0より大きい場合、介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量が、受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きい。</p> <p>(2) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票・対象期間（開始）が未設定、かつサービス種類コードが通所施設系サービス、かつ受給者台帳（支給決定）の決定支給量が未設定の場合、介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量が、受給者台帳（支給決定）の決定支給期間より算出した決定支給量（当該月の日数から8を控除した日数/月）より大きい。</p> <p>(3) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票・対象期間（開始）が設定されている場合、介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量が、受給者台帳（支給決定）の決定支給量（当該月の日数/月）より大きい。</p> <p>(4) 障害児支援受給者台帳（支給決定）の決定支給量が0より大きい場合、障害児給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量が、障害児支援受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量及び介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票・対象期間（開始）の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給量及び決定支給期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG29	警告	※資格：上限額管理対象外受給者の上限額管理結果に値があります	<p>(1) サービス提供年月が2010年3月以前の介護給付費等明細書情報（基本情報）について、受給者証番号に対する受給者台帳（基本）が存在し、かつ利用者負担上限額管理情報・上限額管理有無が「1：無し」の場合、介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所・管理結果が設定されている。</p> <p>(2) サービス提供年月が2010年4月以降の介護給付費等明細書情報（基本情報）について、受給者証番号に対する受給者台帳（基本）が存在し、かつ利用者負担上限額管理情報・上限額管理有無が「1：無し」、かつ利用者負担上限額管理情報・利用者負担上限月額が0より大きい場合、介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所・管理結果が設定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所・管理結果の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の利用者負担上限額管理情報・上限額管理有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG30	警告	※資格：特定障害者特別給付費・算定日額が補足給付額を超過	(1) 特定障害者特別給付費・算定日額が、受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）より大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・算定日額の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG32	警告	※資格：補足給付額（円／日）が補足給付額（日額）を超過	(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付額（円／日）が、障害児支援受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）より大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付額（円／日）の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG37	警告	※資格：障害児支援受給者台帳の利用者負担上限月額と不一致	<p>(1) 障害児給付費等明細書情報（基本情報）に対応する利用者負担上限額情報が障害児支援受給者台帳（基本）に存在し、かつサービス提供年月が障害児支援受給者台帳（基本）の利用者負担上限月額有効期間内の場合、障害児給付費等明細書情報（基本情報）の利用者負担上限月額①が障害児支援受給者台帳（基本）の利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額と異なる。</p> <p>(2) 利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）（障害児支援）に対応する利用者負担月額情報が障害児支援受給者台帳（基本）に存在する場合、利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）（障害児支援）の利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳（基本）の利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（基本情報）の利用者負担上限月額①及び利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）（障害児支援）の利用者負担上限月額の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（基本）の利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG38	警告	※資格：サービス実績量が決定支給量を超えています	(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の受給者証番号に対する受給者台帳（支給決定）が存在する場合、受給者台帳（支給決定）の決定サービスコードに対するサービス提供実績記録票情報（基本情報）のサービス実績量が、受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供実績記録票情報（基本情報）のサービス実績量の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給量の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG40	警告	※資格：算定時間数が1回当たりの最大提供量を超えています	(1) 居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数が、受給者台帳（支給決定）の1回当たりの最大提供量より大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG41	エラー	資格：食事提供加算対象外の受給者です	(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・食事提供加算（回）が0より大きい場合、受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算対象者有無が「1：無し」である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・食事提供加算（回）の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算対象者有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG42	エラー	資格：食事提供加算有効期間外の受給者です	<p>(1) 受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算対象者有無が「2：有り」の場合、サービス提供実績記録票情報（基本情報）のサービス提供年月が、受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算適用有効期間（開始年月日）の年月より前である。</p> <p>(2) 受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算対象者有無が「2：有り」の場合、サービス提供実績記録票情報（基本情報）のサービス提供年月が、受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算適用有効期間（終了年月日）の年月より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供実績記録票情報（基本情報）のサービス提供年月の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算適用有効期間（開始年月日）及び食事提供体制加算情報・食事提供体制加算適用有効期間（終了年月日）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG50	警告	※資格：明細情報の日付が決定支給期間外です	<p>(1) サービス提供実績記録票情報（明細情報）の前月からの継続サービスが「1（居宅介護サービス、または同行援護サービスにおいて、前月から継続したサービス提供を行った場合）」以外のとき、サービス提供年月及び日付を組み合わせた年月日が、受給者台帳（支給決定）の決定支給期間・開始年月日より前である。</p> <p>(2) サービス提供実績記録票情報（明細情報）の前月からの継続サービスが「1（居宅介護サービス、または同行援護サービスにおいて、前月から継続したサービス提供を行った場合）」以外のとき、サービス提供年月及び日付を組み合わせた年月日が、受給者台帳（支給決定）の決定支給期間・終了年月日より後である。</p> <p>(3) 共同生活介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号と等しい情報が、受給者台帳（支給決定）に存在し、かつ受給者台帳（支給決定）の決定サービスコードが「310903：共同生活介護加算自立生活支援加算対象者」であり、かつ共同生活介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・自立生活支援加算（回）が0より大きい場合、共同生活介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月及び日付を組み合わせた年月日が受給者台帳（支給決定）の決定支給期間・開始年月日より前である。</p> <p>(4) 共同生活介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号と等しい情報が、受給者台帳（支給決定）に存在し、かつ受給者台帳（支給決定）の決定サービスコードが「310903：共同生活介護加算自立生活支援加算対象者」であり、かつ共同生活介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・自立生活支援加算（回）が0より大きい場合、共同生活介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月及び日付を組み合わせた年月日が受給者台帳（支給決定）の決定支給期間・終了年月日より後である。</p> <p>(5) サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月及び日付を組み合わせた年月日が、障害児支援受給者台帳（支給決定）の決定支給期間・開始年月日より前である。</p> <p>(6) サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月及び日付を組み合わせた年月日が、障害児支援受給者台帳（支給決定）の決定支給期間・終了年月日より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・自立生活支援加算（回）、サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月及び日付の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG51	エラー	資格：補足給付有効期間外の受給者です	<p>(1) 請求情報の請求額集計欄・集計欄分類番号が「1」であり、かつ市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）が存在する場合、受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付有無が「2：有り」であり、サービス提供年月が補足給付情報・補足給付有効期間（開始年月日）の年月より前である。</p> <p>(2) 請求情報の補足給付関係情報・補足給付適用の有無が「2：有り」であり、かつ市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）が存在する場合、受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付有無が「2：有り」であり、サービス提供年月が補足給付情報・補足給付有効期間（終了年月日）の年月より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求情報のサービス提供年月の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付有無及び補足給付情報・補足給付有効期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG59	エラー	資格：地域生活支援事業受給者台帳に該当サービスが存在しません	<p>(1) 地域生活支援事業明細書情報（明細情報）の市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードと等しい情報が、地域生活支援事業受給者台帳（支給決定）に存在しない。</p> <p>(2) 地域生活支援事業明細書情報（明細情報）と等しい市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードの情報が、地域生活支援事業受給者台帳（支給決定）に存在するが、地域生活支援事業明細書情報（明細情報）のサービス提供年月が地域生活支援事業受給者台帳（支給決定）の異動年月日の年月より前である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業明細書情報（明細情報）のサービスコード及びサービス提供年月の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に地域生活支援事業受給者台帳（支給決定）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG60	警告	※資格：サービス提供日数が原則の日数を超過しています	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）の受給者証番号に対する受給者台帳（支給決定）が存在し、かつ決定支給量が未設定の場合、介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数を1回あたり1日として算出したサービス提供日数が、受給者台帳（支給決定）の決定支給期間より算出した決定支給量（当該月の日数から8日を控除した日数/月）より大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給量及び決定支給期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG61	警告	※資格：該当サービスが支給決定有効期間外の契約です	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約開始年月日の年月とサービス提供年月が等しい場合、契約開始年月日が受給者台帳（支給決定）の決定支給期間（開始年月日）より前である。</p> <p>(2) 介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約終了年月日が設定されている場合、契約終了年月日が受給者台帳（支給決定）の決定支給期間（終了年月日）より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（契約情報）のサービス提供年月、契約開始年月日及び契約終了年月日の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG62	警告	※資格：サービス提供日数が当該月の日数を超過しています	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）の受給者証番号に対する受給者台帳（支給決定）が存在し、かつ決定支給量が未設定の場合、介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数を1回あたり1日として算出したサービス提供日数が、受給者台帳（支給決定）の決定支給期間より算出した決定支給量（当該月の日数/月）より大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給量及び決定支給期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG63	警告	※資格：契約内容に該当する支給決定が存在しません	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（契約情報）の決定サービスコード「241000：短期入所障害者決定」に対応する受給者情報（支給決定）は存在しないが、「242000：短期入所障害者医療型（療養介護）決定」、または「243000：短期入所障害者医療型（その他）決定」が存在する。</p> <p>(2) 介護給付費等明細書情報（契約情報）の決定サービスコード「244000：短期入所障害児決定」に対応する受給者情報（支給決定）は存在しないが、「245000：短期入所障害児医療型（重心）決定」、または「246000：短期入所障害児医療型（その他）決定」が存在する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（契約情報）の決定サービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG64	警告	※資格：給付率が90%以外は誤りです	<p>(1) 受給者台帳（基本）の法第三十一条に基づく給付率が未設定、またはサービス提供年月が受給者台帳（基本）の法第三十一条に基づく給付率情報の有効期間外であり、サービス提供年月が2012年3月以前の場合、集計欄分類番号が「1」、または「2」の介護給付費等明細書情報（集計情報）の給付率が90%以外である。</p> <p>(2) 障害児支援受給者台帳（基本）の法第二十四条に基づく給付率が未設定、またはサービス提供年月が障害児支援受給者台帳（基本）の法第二十四条に基づく給付率情報の有効期間外であり、サービス提供年月が2012年3月以前の場合、集計欄分類番号が「1」、または「1」の障害児給付費等明細書情報（集計情報）の給付率が90%以外である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（集計情報）の集計欄分類番号及び給付率の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG67	警告	※資格：受給者台帳記載の補足給付額を超えています	(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付額（円/日）が、受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）より大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付額（円/日）の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG68	警告	※資格：サービス提供量の合計が決定支給量を超えています	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が「31：共同生活介護」、または「33：共同生活援助」であり、かつ受給者証番号に対する受給者台帳（支給決定）が存在し、かつ受給者台帳（支給決定）の決定支給量が「当該月の日数」以上の場合、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の決定サービスコードより算出したサービス提供量が「当該月の日数」より大きい。</p> <p>(2) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が「31：共同生活介護」、または「33：共同生活援助」であり、かつ受給者証番号に対する受給者台帳（支給決定）が存在し、かつ受給者台帳（支給決定）の決定支給量が「当該月の日数」未満の場合、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の決定サービスコードより算出したサービス提供量が受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給量の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG69	エラー	資格：補足給付対象の受給者です	(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無が「1：無し」であり、かつ受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付有無が「2：有り」の場合、受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）が0円より大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本情報）の補足給付情報・補足給付有無と補足給付額（日額）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG70	警告	※資格：補足給付対象外の受給者です	(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・給付費請求額が0より大きく、かつサービス種類コードが「31：共同生活介護」、または「33：共同生活援助」の場合、受給者台帳（支給決定）に「310801：共同生活介護特定障害者特別給付費対象者」、または「330801：共同生活援助特定障害者特別給付費対象者」の決定サービスコードが存在しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（集計情報）のサービス種類コード及び特定障害者特別給付費・給付費請求額の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定サービスコードの登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG71	警告	※資格：補足給付有効期間外の受給者です	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・給付費請求額が0より大きく、かつサービス種類コードが「31：共同生活介護」、または「33：共同生活援助」であり、かつ受給者台帳（支給決定）に「310801：共同生活介護特定障害者特別給付費対象者」、または「330801：共同生活援助特定障害者特別給付費対象者」の決定サービスコードが存在する場合、サービス提供年月が決定サービスコードの決定支給期間（開始年月日）より前である。</p> <p>(2) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・給付費請求額が0より大きく、かつサービス種類コードが「31：共同生活介護」、または「33：共同生活援助」であり、かつ受給者台帳（支給決定）に「310801：共同生活介護特定障害者特別給付費対象者」、または「330801：共同生活援助特定障害者特別給付費対象者」の決定サービスコードが存在する場合、サービス提供年月が決定サービスコードの決定支給期間（終了年月日）より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（集計情報）のサービス提供年月の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定サービスコードの決定支給期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG72	警告	※資格：特定障害者特別給付費・算定日額が補足給付額未満	(1) 特定障害者特別給付費・算定日額が、受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）より小さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・算定日額の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG73	警告	※資格：受給者台帳記載の補足給付額未満です	(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付額（円／日）が、受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）より小さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付額（円／日）の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG74	警告	※資格：特定入所障害児食費等給付費・算定日額が補足給付額未満	(1) 特定入所障害児食費等給付費・算定日額が、障害児支援受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）より小さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児給付費等明細書情報（集計情報）の特定入所障害児食費等給付費・算定日額の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG75	警告	※資格：補足給付額（円／日）が補足給付額（日額）未満です	(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付額（円／日）が、障害児支援受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）より小さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付額（円／日）の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（基本）の補足給付情報・補足給付額（日額）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG76	エラー	資格：計画相談支援給付対象外の受給者です	(1) 計画相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の計画相談支援情報・計画相談支援有無が、「1：無し」である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の計画相談支援情報・計画相談支援有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG77	エラー	資格：計画相談支援給付有効期間外の受給者です	<p>(1) 計画相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の計画相談支援情報・計画相談支援有無が、「2：有り」の場合、サービス提供年月が、受給者台帳（基本）の計画相談支援情報・計画相談支援有効期間（開始年月日）の年月より前である。</p> <p>(2) 計画相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の計画相談支援情報・計画相談支援有無が、「2：有り」の場合、サービス提供年月が、受給者台帳（基本）の計画相談支援情報・計画相談支援有効期間（終了年月日）の年月より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援給付費等請求書情報（明細情報）のサービス提供年月の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の計画相談支援情報・計画相談支援有効期間（開始年月日）及び計画相談支援情報・計画相談支援有効期間（終了年月日）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG78	エラー	資格：計画相談支援事業所として登録されていません	(1) 計画相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の計画相談支援情報・計画相談支援有無が、「2：有り」の場合、事業所番号が受給者台帳（基本）の計画相談支援情報・計画相談支援事業所番号と異なる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の事業所番号の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の計画相談支援情報・計画相談支援事業所番号の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG79	エラー	資格：法第三十一条の市町村が定める額の有効期間外の受給者です	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の受給者証番号に対する受給者台帳（基本）が存在し、かつ受給者台帳（基本）の給付費等の額の特例情報・市町村が定める額の適用有無が「2：有り」、かつサービス提供年月が2012年4月以降の場合、市町村が定める額の有効期間（開始年月日）の年月より前である。</p> <p>(2) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の受給者証番号に対する受給者台帳（基本）が存在し、かつ受給者台帳（基本）の給付費等の額の特例情報・市町村が定める額の適用有無が「2：有り」、かつサービス提供年月が2012年4月以降の場合、市町村が定める額の有効期間（終了年月日）の年月より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（集計情報）のサービス提供年月の設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の給付費等の額の特例情報・市町村が定める額の有効期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>



エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG80	エラー	資格：法第二十一条の都道府県等が定める額の有効期間外の受給者です	<p>(1) 障害児給付費等明細書情報（集計情報）の受給者証番号に対する障害児支援受給者台帳（基本）が存在し、かつ障害児支援受給者台帳（基本）の給付費等の額の特例情報・都道府県等が定める額の適用有無が「2：有り」、かつサービス提供年月が2012年4月以降の通所系サービスの場合、都道府県等が定める額の有効期間（開始年月日）の年月より前である。</p> <p>(2) 障害児給付費等明細書情報（集計情報）の受給者証番号に対する障害児支援受給者台帳（基本）が存在し、かつ障害児支援受給者台帳（基本）の給付費等の額の特例情報・都道府県等が定める額の適用有無が「2：有り」、かつサービス提供年月が2012年4月以降の通所系サービスの場合、都道府県等が定める額の有効期間（終了年月日）の年月より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（集計情報）のサービス提供年月の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（基本）の給付費等の額の特例情報・都道府県等が定める額の有効期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG81	エラー	資格：法第二十四条の都道府県等が定める額の有効期間外の受給者です	<p>(1) 障害児給付費等明細書情報（集計情報）の受給者証番号に対する障害児支援受給者台帳（基本）が存在し、かつ障害児支援受給者台帳（基本）の給付費等の額の特例情報・都道府県等が定める額の適用有無が「2：有り」、かつサービス提供年月が2012年4月以降の入所系サービスの場合、都道府県等が定める額の有効期間（開始年月日）の年月より前である。</p> <p>(2) 障害児給付費等明細書情報（集計情報）の受給者証番号に対する障害児支援受給者台帳（基本）が存在し、かつ障害児支援受給者台帳（基本）の給付費等の額の特例情報・都道府県等が定める額の適用有無が「2：有り」、かつサービス提供年月が2012年4月以降の入所系サービスの場合、都道府県等が定める額の有効期間（終了年月日）の年月より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（集計情報）のサービス提供年月の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（基本）の給付費等の額の特例情報・都道府県等が定める額の有効期間の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG82	エラー	資格：障害児相談支援給付対象外の受給者です	(1) 障害児相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号に対する障害児支援受給者台帳（基本）の障害児相談支援情報・障害児相談支援有無が、「1：無し」である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（基本）の障害児相談支援情報・障害児相談支援有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EG83	エラー	資格：障害児相談支援給付有効期間外の受給者です	<p>(1) 障害児相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号に対する障害児支援受給者台帳（基本）の障害児相談支援情報・障害児相談支援有無が、「2：有り」の場合、サービス提供年月が、障害児支援受給者台帳（基本）の障害児相談支援情報・障害児相談支援有効期間（開始年月日）の年月より前である。</p> <p>(2) 障害児相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号に対する障害児支援受給者台帳（基本）の障害児相談支援情報・障害児相談支援有無が、「2：有り」の場合、サービス提供年月が、障害児支援受給者台帳（基本）の障害児相談支援情報・障害児相談支援有効期間（終了年月日）の年月より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児相談支援給付費等請求書情報（明細情報）のサービス提供年月の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（基本）の障害児相談支援情報・障害児相談支援有効期間（開始年月日）及び障害児相談支援情報・障害児相談支援有効期間（終了年月日）の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EG84	エラー	資格：障害児相談支援事業所として登録されていません	(1) 障害児相談支援給付費等請求書情報(明細情報)の市町村番号及び受給者証番号に対する障害児支援受給者台帳(基本)の障害児相談支援情報・障害児相談支援有無が、「2:有り」の場合、事業所番号が障害児支援受給者台帳(基本)の障害児相談支援情報・障害児相談支援事業所番号と異なる。	・障害児相談支援給付費等請求書情報(明細情報)の事業所番号の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に障害児支援受給者台帳(基本)の障害児相談支援情報・障害児相談支援事業所番号の登録内容を確認してください。
EG86	エラー	資格：所得区分が「その他」の受給者です	(1) 介護給付費等明細書情報(基本情報)の市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳(基本)の利用者負担上限額情報・所得区分コードが、「99:その他」である。	・介護給付費等明細書情報(基本情報)の市町村番号及び受給者証番号の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(基本)の利用者負担上限額情報・所得区分コードの登録内容を確認してください。
EG87	警告	※資格：受給者台帳記載の障害支援区分と一致しません	(1) 介護給付費等明細書情報(基本情報)の受給者証番号に対する受給者台帳(基本)が存在する場合、障害支援区分が受給者台帳(基本)の障害支援区分と異なる。 (2) 介護給付費等明細書情報(基本情報)の受給者証番号に対する受給者台帳(基本)が存在し、かつ障害支援区分が「99:無し」以外の場合、サービス提供年月が受給者台帳(基本)の障害支援区分認定有効期間(開始年月日)より前である。 (3) 介護給付費等明細書情報(基本情報)の受給者証番号に対する受給者台帳(基本)が存在し、かつ障害支援区分が「99:無し」以外の場合、サービス提供年月が受給者台帳(基本)の障害支援区分認定有効期間(終了年月日)より後である。	・介護給付費等明細書情報(基本情報)のサービス提供年月及び障害支援区分の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(基本)の障害支援区分及び障害支援区分認定有効期間の登録内容を確認してください。
EG96	警告	※資格：初回加算が決定支給期間の開始年月以外で算定されています	(1) 障害児相談支援給付費等請求書情報(明細情報)のサービスコードが初回加算を含む場合、サービス提供年月が受給者証番号に対する障害児支援受給者台帳(支給決定)の決定支給期間(開始年月日)の年月と異なる。	・障害児相談支援給付費等請求書情報(明細情報)のサービス提供年月及びサービスコードの設定内容、または障害児支援受給者台帳(支給決定)の決定支給期間(開始年月日)の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EJ08	エラー	受付：管理結果と管理結果後利用者負担額の関係が不正です	<p>&lt;上限額管理事業所の場合&gt;</p> <p>(1) 利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果が「1」の場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額集計・調整欄・管理結果後利用者負担額と、利用者負担額集計・調整欄・利用者負担額が異なる。</p> <p>(2) 利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果が「1」の場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額集計・調整欄・管理結果後利用者負担額と、利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限月額が異なる。</p> <p>(3) 利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果が「2」の場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額集計・調整欄・管理結果後利用者負担額と、利用者負担額集計・調整欄・利用者負担額が異なる。</p> <p>(4) 利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果が「3」の場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額集計・調整欄・管理結果後利用者負担額と、利用者負担額集計・調整欄・利用者負担額が異なる。</p> <p>&lt;上限額管理事業所以外の場合&gt;</p> <p>(5) 利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果が「1」の場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額集計・調整欄・管理結果後利用者負担額が0より大きい。</p> <p>(6) 利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果が「2」の場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額集計・調整欄・管理結果後利用者負担額と、利用者負担額集計・調整欄・利用者負担額が異なる。</p> <p>(7) 利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果が「3」の場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額集計・調整欄・利用者負担額が、利用者負担額集計・調整欄・管理結果後利用者負担額より小さい。</p>	<p>・利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果、利用者負担上限月額及び利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額集計・調整欄・利用者負担額、利用者負担額集計・調整欄・管理結果後利用者負担額の設定内容を確認してください。</p>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EJ16	エラー	受付：管理結果と管理結果額 の関係が不正です	<p>&lt;上限額管理事業所の場合&gt;</p> <p>(1) 管理結果が「1」の場合、管理結果額が利用者負担上限月額①より大きい。なお、管理結果額が利用者負担上限月額①より小さい場合は、警告 (EJ98) となります。</p> <p>(2) 管理結果が「2」であり、かつA型減免・事業者減免額が設定されている場合、管理結果額とA型減免・減免後利用者負担額が異なる。</p> <p>(3) 管理結果が「2」であり、かつA型減免・事業者減免額が未設定の場合、管理結果額と上限月額調整 (①②の内少ない数) の値が異なる。</p> <p>(4) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が設定されており、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合、管理結果額と調整後利用者負担額が異なる。</p> <p>(5) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が設定されており、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①以下の場合、管理結果額とA型減免・減免後利用者負担額が異なる。</p> <p>(6) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が未設定であり、かつ上限月額調整 (①②の内少ない数) の値が利用者負担上限月額①より大きい場合、管理結果額と調整後利用者負担額が異なる。</p> <p>(7) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が未設定であり、かつ上限月額調整 (①②の内少ない数) の値が利用者負担上限月額①以下の場合、管理結果額と上限月額調整 (①②の内少ない数) の値が異なる。</p>	<p>・介護給付費等明細書情報 (基本情報) の上限額管理事業所欄、請求額集計欄合計欄及び調整後利用者負担額の設定内容を確認してください。</p>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EJ16	エラー	受付：管理結果と管理結果額の関係が不正です	<p>&lt;上限額管理事業所以外の場合&gt;</p> <p>(8) 管理結果が「1」の場合、管理結果額が設定されている。</p> <p>(9) 管理結果が「2」であり、かつA型減免・事業者減免額が設定されており、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合、管理結果額と調整後利用者負担額が異なる。</p> <p>(10) 管理結果が「2」であり、かつA型減免・事業者減免額が設定されており、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①以下の場合、管理結果額とA型減免・減免後利用者負担額が異なる。</p> <p>(11) 管理結果が「2」であり、かつA型減免・事業者減免額が未設定であり、かつ上限月額調整(①②の内少ない数)の値が利用者負担上限月額①より大きい場合、管理結果額と調整後利用者負担額が異なる。</p> <p>(12) 管理結果が「2」であり、かつA型減免・事業者減免額が未設定であり、かつ上限月額調整(①②の内少ない数)の値が利用者負担上限月額①以下の場合、管理結果額と上限月額調整(①②の内少ない数)の値が異なる。</p> <p>(13) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が設定されており、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合、管理結果額が調整後利用者負担額より大きい。</p> <p>(14) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が設定されており、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①以下の場合、管理結果額がA型減免・減免後利用者負担額より大きい。</p> <p>(15) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が未設定であり、かつ上限月額調整(①②の内少ない数)の値が利用者負担上限月額①より大きい場合、管理結果額が調整後利用者負担額より大きい。</p> <p>(16) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が未設定であり、かつ上限月額調整(①②の内少ない数)の値が利用者負担上限月額①以下の場合、管理結果額が上限月額調整(①②の内少ない数)の値より大きい。</p>	<p>・介護給付費等明細書情報(基本情報)の上限額管理事業所欄、請求額集計欄合計欄及び調整後利用者負担額の設定内容を確認してください。</p>
EJ29	警告	※受付：日数情報の利用日数がサービス利用日数を超過しています	<p>(1) サービス種類コードが「86：旧身体通所授産」及び「92：旧知的通所更生」以外、かつ介護給付費等明細書情報(集計情報)の請求額集計欄・集計欄分類番号が「1」の場合、請求額集計欄・サービス利用日数が、介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・利用日数より小さい。</p> <p>(2) 障害児給付費等明細書情報(集計情報)の請求額集計欄・集計欄分類番号が「1」及び「7」の場合、請求額集計欄・サービス利用日数の合計値が、障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・利用日数より小さい。</p>	<p>・介護給付費等明細書情報(集計情報)の請求額集計欄・サービス利用日数及び介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・利用日数の設定内容を確認してください。</p>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EJ32	エラー	受付：給付単位数が明細合計と一致しません	<p>(1) 単位単価が10円固定のサービスコードが介護給付費等明細書情報（明細情報）に存在し、かつ地域区分及びサービス種類に基づく単位単価が10円以外の場合、介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・集計欄分類番号が「1」の給付単位数が、単位単価が10円固定のサービスコードを除いて介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス単位数をサービス種類（サービスコードの上2桁）ごとに合計した値と異なる。</p> <p>(2) 単位単価が10円固定のサービスコードが介護給付費等明細書情報（明細情報）に存在し、かつ地域区分及びサービス種類に基づく単位単価が10円以外の場合、介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・集計欄分類番号が「2」の給付単位数が、単位単価が10円固定のサービスコードの介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス単位数をサービス種類（サービスコードの上2桁）ごとに合計した値と異なる。</p> <p>(3) 単位単価が10円固定のサービスコードが介護給付費等明細書情報（明細情報）に存在しない、または地域区分及びサービス種類に基づく単位単価が10円の場合、介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・集計欄分類番号が「1」、または「2」の給付単位数が、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス単位数をサービス種類（サービスコードの上2桁）ごとに合計した値と異なる。</p> <p>(4) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・集計欄分類番号が「3」、または「5」の場合、請求額集計欄・集計欄分類番号が「3」及び「5」の請求額集計欄・給付単位数を合計した値が、サービスコードが激変緩和加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス単位数を合計した値と異なる。</p> <p>(5) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・集計欄分類番号が「4」、または「6」の場合、請求額集計欄・集計欄分類番号が「4」及び「6」の請求額集計欄・給付単位数を合計した値が、サービスコードが事業運営安定化、移行時運営安定化、または新体系定着支援事業である介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス単位数を合計した値と異なる。</p>	・介護給付費等明細書情報（明細情報）及び介護給付費等明細書情報（集計情報）の設定内容を確認してください。
EJ98	警告	※受付：管理結果額が上限月額①より少なく設定されています	<p>(1) 管理結果が「1」の場合、管理結果額が利用者負担上限月額①より小さい。          なお、管理結果額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、エラー（EJ16）となります。</p>	・介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所欄、請求額集計欄合計欄及び調整後利用者負担額の設定内容を確認してください。
EJ99	エラー	受付：特定障害者特別給付費・給付費請求額の合計が上限額を超過	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（様式第三）（基本情報）の特定障害者特別給付費（合計）・給付費請求額が助成上限額（10,000円）より大きい。</p>	・介護給付費等明細書情報（様式第三）（基本情報）の特定障害者特別給付費（合計）・給付費請求額の設定内容を確認してください。
EK19	警告	※受付：給付率に基づく利用者負担が決定利用者負担額を超過	<p>(1) 地域生活支援事業明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・決定利用者負担額が請求額集計欄・給付率に基づく利用者負担額②と異なる。</p>	・地域生活支援事業明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・給付率に基づく利用者負担額②及び請求額集計欄・決定利用者負担額の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EK31	エラー	受付：計画相談支援給付費の請求金額が0（ゼロ）は不正です	(1) 計画相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の請求額計算欄・請求額が0である。	・計画相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の請求額計算欄・請求額の設定内容を確認してください。
EK32	エラー	受付：請求額・高額障害児通所給付費が集計値と一致しません	(1) 障害児給付費等明細書情報（基本情報）の請求額集計欄合計・請求額・高額障害児通所給付費が、障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・請求額・高額障害児通所給付費の合計と異なる。	・障害児給付費等明細書情報（基本情報）の請求額集計欄合計・請求額・高額障害児通所給付費及び障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・請求額・高額障害児通所給付費の設定内容を確認してください。
EK37	エラー	受付：障害児相談支援給付費の請求金額が0（ゼロ）は不正です	(1) 障害児相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の請求額計算欄・請求額が0である。	・障害児相談支援給付費等請求書情報（明細情報）の請求額計算欄・請求額の設定内容を確認してください。
EK38	エラー	受付：特定障害者特別給付費・算定日額の設定はできません	(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・算定日額が設定されている。	・介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・算定日額の設定内容を確認してください。
EK39	エラー	受付：特定障害者特別給付費・日数の設定はできません	(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・日数が設定されている。	・介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・日数の設定内容を確認してください。
EK40	エラー	受付：特定障害者特別給付費・給付費請求額の設定はできません	(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・給付費請求額が設定されている。	・介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・給付費請求額の設定内容を確認してください。
EK41	エラー	受付：特定障害者特別給付費・実費算定額の設定はできません	(1) 介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・実費算定額が設定されている。	・介護給付費等明細書情報（集計情報）の特定障害者特別給付費・実費算定額の設定内容を確認してください。
EK42	エラー	受付：特定入所障害児食費等給付費・算定日額の設定はできません	(1) 障害児給付費等明細書情報（集計情報）の特定入所障害児食費等給付費・算定日額が設定されている。	・障害児給付費等明細書情報（集計情報）の特定入所障害児食費等給付費・算定日額の設定内容を確認してください。
EK43	エラー	受付：特定入所障害児食費等給付費・日数の設定はできません	(1) 障害児給付費等明細書情報（集計情報）の特定入所障害児食費等給付費・日数が設定されている。	・障害児給付費等明細書情報（集計情報）の特定入所障害児食費等給付費・日数の設定内容を確認してください。
EK44	エラー	受付：特定入所障害児食費等給付費・給付費請求額の設定はできません	(1) 障害児給付費等明細書情報（集計情報）の特定入所障害児食費等給付費・給付費請求額が設定されている。	・障害児給付費等明細書情報（集計情報）の特定入所障害児食費等給付費・給付費請求額の設定内容を確認してください。
EK45	エラー	受付：特定入所障害児食費等給付費・実費算定額の設定はできません	(1) 障害児給付費等明細書情報（集計情報）の特定入所障害児食費等給付費・実費算定額が設定されている。	・障害児給付費等明細書情報（集計情報）の特定入所障害児食費等給付費・実費算定額の設定内容を確認してください。
EK46	エラー	受付：合計・特別対策費請求額の設定はできません	(1) 介護給付費等請求書情報（基本情報）の合計・特別対策費請求額に値がある場合、受付年月が2013年12月以降である。 (2) 介護給付費等請求書情報（基本情報）の合計・特別対策費請求額に値がある場合、サービス提供年月が2013年4月以降である。	・介護給付費等請求書情報（基本情報）の合計・特別対策費請求額及びサービス提供年月の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EK47	エラー	受付：請求額・特別対策費の設定はできません	(1) 介護給付費等明細書情報（基本情報）の請求額集計欄・合計・請求額・特別対策費に値がある場合、受付年月が2013年12月以降である。	・介護給付費等明細書情報（基本情報）の請求額集計欄・合計・請求額・特別対策費の設定内容を確認してください。
EK48	エラー	受付：自立生活支援加算のみの実績です	(1) サービス提供年月が2014年4月以降で、退居後に自立生活支援加算を算定し、かつ退居月と退居後における加算の算定月が異なる場合、退居後算定に関係しない項目に値が設定されている。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（基本情報）の退居後算定に関係しない項目の設定内容を確認してください。
EL03	警告	※受付：サービス開始年月日がサービス提供年月より以降です	(1) 介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・開始年月日の年月が、サービス提供年月より後である。	・介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
EL04	警告	※受付：サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	(1) 介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・終了年月日の年月が設定されている場合、サービス提供年月との関係に不正がある。	・介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス提供年月及びサービス開始日等・終了年月日の設定内容を確認してください。
EL05	警告	※受付：契約開始年月日がサービス提供年月より以降です	(1) 介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約開始年月日の年月が、サービス提供年月より後である。	・介護給付費等明細書情報（契約情報）のサービス提供年月及び契約開始年月日の設定内容を確認してください。
EL06	警告	※受付：契約終了年月日がサービス提供年月より以前です	(1) 介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約終了年月日の年月が、サービス提供年月より前である。	・介護給付費等明細書情報（契約情報）のサービス提供年月及び契約終了年月日の設定内容を確認してください。
EL07	警告	※受付：開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります	(1) 介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・終了年月日の年月が設定されている場合、サービス開始日等・開始年月日との関係に不正がある。	・介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・開始年月日及びサービス開始日等・終了年月日の設定内容を確認してください。
EL08	警告	※資格：利用日数が支給決定された日数を超過しています	(1) 介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・利用日数が、受給者台帳（支給決定）の決定支給量を超えている。	・介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・開始年月日及びサービス開始日等・利用日数の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の決定支給量の登録内容を確認してください。
EL14	警告	※受付：入院日数が実日数を超過しています	(1) 介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・開始年月日の年月及びサービス開始日等・終了年月日の年月が、サービス提供年月と等しい場合、サービス開始日等・入院日数が（（終了年月日－開始年月日）－1）の日数より大きい。 (2) 介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・開始年月日の年月がサービス提供年月と等しい、かつサービス開始日等・終了年月日が未設定の場合、サービス開始日等・入院日数が、（当該月の日数－開始年月日）の日数より大きい。 (3) 介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・開始年月日の年月がサービス提供年月より前であり、かつサービス開始日等・終了年月日が設定されている場合、サービス開始日等・入院日数が（終了年月日－サービス提供年月の初日）の日数より大きい。	・介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・開始年月日、サービス開始日等・終了年月日及びサービス開始日等・入院日数の設定内容を確認してください。



エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EL54	警告	※受付：退所日がサービス提供年月の翌月以降です	(1) 地域移行加算・退所日(年月日)が設定されている場合、地域移行加算・退所日(年月日)の年月がサービス提供年月より後である。 (2) 退所時特別支援加算・退所日(年月日)が設定されている場合、退所時特別支援加算・退所日(年月日)の年月がサービス提供年月より後である。	・サービス提供実績記録票情報(基本情報)のサービス提供年月、地域移行加算・退所日(年月日)及び退所時特別支援加算・退所日(年月日)の設定内容を確認してください。
EL56	警告	※受付：サービス提供年月が利用日数の特例対象期間外です	(1) 請求額集計欄・集計欄分類番号が「1」の介護給付費等明細書情報(集計情報)について、利用日数管理票欄のいずれかの項目に値が設定されている場合、サービス提供年月が利用日数管理票欄・対象期間(開始)より前である。 (2) 請求額集計欄・集計欄分類番号が「1」の介護給付費等明細書情報(集計情報)について、利用日数管理票欄のいずれかの項目に値が設定されている場合、サービス提供年月が利用日数管理票欄・対象期間(終了)より後である。	・介護給付費等明細書情報(集計情報)のサービス提供年月及び利用日数管理票・対象期間の設定内容を確認してください。
EL57	警告	※受付：明細の日付が利用開始日より前日付です	(1) サービス提供実績記録票情報(基本情報)の初期加算・利用開始日(年月日)が設定されている場合、サービス提供実績記録票情報(明細情報)の日付が、初期加算・利用開始日(年月日)より前である。 (2) サービス提供実績記録票情報(基本情報)の入所時特別支援加算・利用開始日(年月日)が設定されている場合、サービス提供実績記録票情報(明細情報)の日付が、入所時特別支援加算・利用開始日(年月日)より前である。	・サービス提供実績記録票情報(基本情報)の初期加算・利用開始日(年月日)、入所時特別支援加算・利用開始日(年月日)及びサービス提供実績記録票情報(明細情報)の日付の設定内容を確認してください。
EL59	エラー	受付：処遇改善助成金の対象期間外です	(1) 介護給付費等明細書情報(処遇改善情報)が存在する場合、受付年月が、2013年12月以降である。 (2) 介護給付費等明細書情報(処遇改善情報)が存在する場合、介護給付費等明細書情報(基本情報)のサービス提供年月が、2009年10月より前である。 (3) 介護給付費等明細書情報(処遇改善情報)が存在する場合、介護給付費等明細書情報(基本情報)のサービス提供年月が、2012年3月より後である。	・介護給付費等明細書情報(基本情報)のサービス提供年月及び介護給付費等明細書情報(処遇改善情報)の設定内容を確認してください。
EL60	エラー	受付：サービス提供年月が2011年9月以前です	(1) 介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス種類コードが「15：同行援護」の場合、サービス提供年月が2011年9月以前である。 (2) 同行援護サービス提供実績記録票情報(基本情報)のサービス提供年月が2011年9月以前である。	・介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス種類コード、サービス提供年月及びサービス提供実績記録票情報(基本情報)のサービス提供年月の設定内容を確認してください。
EL61	エラー	受付：サービス開始年月日が2011年9月以前です	(1) 介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス種類コードが「15：同行援護」の場合、サービス開始日等・開始年月日の年月が2011年9月以前である。	・介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス種類コード及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EL62	エラー	受付：サービス提供年月が補足給付（GH/CH）の対象外です	（１）介護給付費等明細書情報（様式第三）（基本情報）の特定障害者特別給付費（合計）・給付費請求額が設定されている場合、サービス提供年月が2011年9月以前である。	・介護給付費等明細書情報（様式第三）（基本情報）のサービス提供年月及び特定障害者特別給付費（合計）・給付費請求額の設定内容を確認してください。
EL63	警告	※受付：退院・退所日がサービス提供年月と一致しません	（１）地域移行支援提供実績記録票情報（基本情報）の地域移行加算・退所日（年月日）の年月が、サービス提供年月と異なる。	・地域移行支援提供実績記録票情報（基本情報）のサービス提供年月及び地域移行支援・退所日（年月日）の設定内容を確認してください。
EL64	エラー	受付：サービス提供年月が2012年3月以前です	（１）2012年4月以降使用する請求情報（基本情報）のサービス提供年月が2012年3月以前である。	・請求情報（基本情報）のサービス提供年月の設定内容を確認してください。
EL65	エラー	受付：サービス提供年月が2012年4月以降です	（１）2012年4月以降使用できない請求情報（基本情報）のサービス提供年月が2012年4月以降である。	・請求情報（基本情報）のサービス提供年月の設定内容を確認してください。
EL68	エラー	受付：サービス開始年月日が2012年3月以前です	（１）介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス種類コードが「53：地域移行支援」、または「54：地域定着支援」の場合、サービス開始日等・開始年月日の年月が2012年3月以前である。 （２）介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス種類コードが「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつ事業所番号及びサービス種類コードが等しい事業所台帳（サービス）のみなし指定の有無が「2：有り」の場合、サービス開始日等・開始年月日の年月が2012年3月以前である。 （３）障害児給付費等明細書情報（日数情報）のサービス種類コードが「61：児童発達支援」、「62：医療型児童発達支援」、「63：放課後等デイサービス」、「64：保育所等訪問支援」、「71：障害児入所支援」、または「72：医療型障害児入所支援」の場合、サービス開始日等・開始年月日の年月が2012年3月以前である。	・介護給付費等明細書情報（日数情報）、または障害児給付費等明細書情報（日数情報）のサービス種類コード及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
EL69	エラー	受付：サービス開始年月日が2012年4月以降です	（１）介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス種類コードが「23：児童デイ」、「81：旧身体入所更生」、「82：旧身体通所更生」、「83：旧身体入所療護」、「84：旧身体通所療護」、「85：旧身体入所授産」、「86：旧身体通所授産」、「91：知的入所更生」、「92：旧知的通所更生」、「93：旧知的入所授産」、「94：旧知的通所授産」、または「95：旧知的通勤寮」の場合、サービス開始日等・開始年月日の年月が2012年4月以降である。	・介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス種類コード及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
EL70	エラー	受付：利用日数特例の期間が999ヶ月を超えています	（１）介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票・対象期間（開始）から利用日数管理票・対象期間（終了）までの期間が999ヶ月を超えている。	・介護給付費等明細書情報（集計情報）の利用日数管理票・対象期間（開始）及び利用日数管理票・対象期間（終了）の設定内容を確認してください。
EL71	エラー	受付：サービス提供年月が2014年4月以降です	（１）共同生活介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）のサービス提供年月が2014年4月以降である。	・共同生活介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）のサービス提供年月の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EL72	警告	※受付：自立生活支援加算の退居後算定日が正しい日付ではありません	(1) サービス提供年月が2014年4月以降で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所後算定日(年月日)が設定されている場合、地域移行加算・退所日(年月日)より前である。 (2) サービス提供年月が2014年4月以降で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所後算定日(年月日)が設定されている場合、地域移行加算・退所後算定日(年月日)が地域移行加算・退所日(年月日)を起算日として30日以内でない。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所日(年月日)、地域移行加算・退所後算定日(年月日)の設定内容を確認してください。
EL73	警告	※受付：入居中算定日と退居日の関係に誤りがあります	(1) サービス提供年月が2014年4月以降で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所日(年月日)及び地域移行加算・入所中算定日(年月日)が設定されている場合、地域移行加算・退所日(年月日)が地域移行加算・入所中算定日(年月日)より前である。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・入所中算定日(年月日)、地域移行加算・退所日(年月日)の設定内容を確認してください。
EL74	警告	※受付：入居中算定日とサービス提供年月の関係に誤りがあります	(1) サービス提供年月が2014年4月以降で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・入所中算定日(年月日)が設定されている場合、地域移行加算・入所中算定日(年月日)の年月がサービス提供年月と異なる。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)のサービス提供年月、地域移行加算・入所中算定日(年月日)の設定内容を確認してください。
EL75	警告	※受付：退居日がサービス提供年月の翌月以降です	(1) サービス提供年月が2014年4月以降で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所日(年月日)が設定されている場合、地域移行加算・退所日(年月日)の年月がサービス提供年月より後である。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)のサービス提供年月、地域移行加算・退所日(年月日)の設定内容を確認してください。
EL76	警告	※受付：退居後算定日と退居日の関係に誤りがあります	(1) サービス提供年月が2014年4月以降で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所後算定日(年月日)が設定されている場合、地域移行加算・退所日(年月日)が設定されていない。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所日(年月日)、地域移行加算・退所後算定日(年月日)の設定内容を確認してください。
EL77	警告	※受付：自立生活支援加算の退居後算定日が退居日と同日です	(1) サービス提供年月が2014年4月以降で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所後算定日(年月日)が設定されている場合、地域移行加算・退所日(年月日)と同日である。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所日(年月日)、地域移行加算・退所後算定日(年月日)の設定内容を確認してください。
EL78	エラー	受付：サービス提供年月が2014年3月以前です	(1) 共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(基本情報)のサービス提供年月が2014年3月以前である。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(基本情報)のサービス提供年月の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EN02	警告	※資格：上限額管理有無がなしで管理結果額に値がありません	(1) サービス提供年月が2010年3月以前の場合、介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所・管理結果額が設定されているが、受給者台帳（基本）の上限額管理有無が「1：無し」である。 (2) サービス提供年月が2010年4月以降の場合、介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所・管理結果額が設定されているが、受給者台帳（基本）の上限額管理有無が「1：無し」、かつ受給者台帳（基本）の利用者負担上限月額が1以上である。	・介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所・管理結果額の設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の利用者負担上限月額及び上限額管理有無の登録内容を確認してください。
EN09	警告	※資格：請求明細書のサービス提供量が契約支給量を超えています	(1) 介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量が設定されている場合、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の決定サービスコードより算出したサービス提供量が、介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量より大きい。	・介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量及び介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容を確認してください。
EN20	エラー	資格：1割相当額の計算値が不正です	(1) サービス提供年月が2012年4月以降であり、かつ集計欄分類番号が「1」、または「2」の場合、介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額の値が、（請求額集計欄・総費用額×0.1）の値と異なる。	・介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・総費用額及び請求額集計欄・1割相当額の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EN21	エラー	資格：利用者負担額②の計算値が不正です	<p>(1) サービス提供年月が2012年4月以降で、かつ介護給付費等明細書情報（集計情報）の市町村番号及び受給者証番号と等しい情報が受給者台帳（基本）に存在し、かつ給付費等の額の特例情報が有効で、かつ異動年月日の年月が2012年4月以降の場合、給付費等の額の特例情報・市町村が定める額と介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額の小さい方の値が、請求額集計欄・利用者負担額②の値と異なる。</p> <p>(2) サービス提供年月が2012年4月以降で、かつ介護給付費等明細書情報（集計情報）の市町村番号及び受給者証番号と等しい情報が受給者台帳（基本）に存在し、かつ給付費等の額の特例情報が有効でない、または異動年月日の年月が2012年3月以前の場合、介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額の値が、請求額集計欄・利用者負担額②の値と異なる。</p> <p>(3) サービス提供年月が2012年4月以降で、かつ介護給付費等明細書情報（集計情報）の市町村番号及び受給者証番号と等しい情報が受給者台帳（基本）に存在し、かつ給付費等の額の特例情報・市町村が定める額の適用有無が「1：無し」の場合、介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額の値が、請求額集計欄・利用者負担額②の値と異なる。</p> <p>(4) サービス提供年月が2014年10月以降で、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）の都道府県等番号及び受給者証番号と等しい障害児支援受給者台帳（基本）の多子軽減対象区分が未設定、かつ給付費等の額の特例情報が有効で、かつ給付費等の額の特例情報・都道府県等が定める額より障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額が小さい場合、請求額集計欄・利用者負担額②の値が、1割相当額の値と異なる。</p> <p>(5) サービス提供年月が2014年10月以降で、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）の都道府県等番号及び受給者証番号と等しい障害児支援受給者台帳（基本）の多子軽減対象区分が未設定、かつ給付費等の額の特例情報が有効でない場合、障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・利用者負担額②の値が、請求額集計欄・1割相当額の値と異なる。</p>	<p>・介護給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額及び請求額集計欄・利用者負担額②の設定内容を確認してください。</p> <p>・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の登録内容を確認してください。</p>
EN22	エラー	資格：高額障害児通所給付費が設定出来ない明細書です	<p>(1) 障害児給付費等明細書情報（集計情報）について、請求額集計欄・請求額・高額障害児通所給付費が設定されている場合、交換情報識別番号が「K221：特例障害児通所給付費等明細書情報」以外である。</p>	<p>・障害児給付費等明細書情報（集計情報）の交換情報識別番号及び請求額集計欄・請求額・高額障害児通所給付費の設定内容を確認してください。</p>
EN23	エラー	資格：請求額・高額障害児通所給付費の計算値が不正です	<p>(1) 障害児給付費等明細書情報（集計情報）について、請求額集計欄・請求額・高額障害児通所給付費の値が、（請求額集計欄・総費用額－請求額集計欄・請求額・給付費－請求額集計欄・決定利用者負担額）の値と異なる。</p>	<p>・障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・請求額・高額障害児通所給付費、請求額集計欄・総費用額、請求額集計欄・請求額・給付費及び請求額集計欄・決定利用者負担額の設定内容を確認してください。</p>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
EN24	エラー	資格：利用者負担額②の計算値が不正です（多子軽減後の額）	<p>(1) サービス提供年月が2014年10月以降で、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）のサービス種類コードが「61：児童発達支援」、「62：医療型児童発達支援」、または「64：保育所等訪問支援」で、かつ都道府県等番号及び受給者証番号と等しい障害児支援受給者台帳（基本）の多子軽減対象区分が「1：第2子軽減対象児童」、かつ給付費等の額の特例情報が有効で、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額及び給付費等の額の特例情報・都道府県等が定める額より多子軽減後の額（請求額集計欄・総費用額×5/100）が小さい場合、請求額集計欄・利用者負担額②の値が、多子軽減後の額と異なる。</p> <p>(2) サービス提供年月が2014年10月以降で、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）のサービス種類コードが「61：児童発達支援」、「62：医療型児童発達支援」、または「64：保育所等訪問支援」で、かつ都道府県等番号及び受給者証番号と等しい障害児支援受給者台帳（基本）の多子軽減対象区分が「1：第2子軽減対象児童」、かつ給付費等の額の特例情報が有効でない、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額より多子軽減後の額（請求額集計欄・総費用額×5/100）が小さい場合、請求額集計欄・利用者負担額②の値が、多子軽減後の額と異なる。</p> <p>(3) サービス提供年月が2014年10月以降で、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）のサービス種類コードが「61：児童発達支援」、「62：医療型児童発達支援」、または「64：保育所等訪問支援」で、かつ都道府県等番号及び受給者証番号と等しい障害児支援受給者台帳（基本）の多子軽減対象区分が「2：第3子以降軽減対象児童」の場合、請求額集計欄・利用者負担額②の値が、多子軽減後の額(0)と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額及び請求額集計欄・利用者負担額②の設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（基本）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
EN25	エラー	資格：利用者負担額②の計算値が不正です（都道府県等が定める額）	<p>(1) サービス提供年月が2014年10月以降で、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）のサービス種類コードが「61：児童発達支援」、「62：医療型児童発達支援」、または「64：保育所等訪問支援」で、かつ都道府県等番号及び受給者証番号と等しい障害児支援受給者台帳（基本）の多子軽減対象区分が「1：第2子軽減対象児童」、かつ給付費等の額の特例情報が有効で、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額及び多子軽減後の額（請求額集計欄・総費用額×5/100）より給付費等の額の特例情報・都道府県等が定める額が小さい場合、請求額集計欄・利用者負担額②の値が、都道府県等が定める額と異なる。</p> <p>(2) サービス提供年月が2014年10月以降で、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）の都道府県等番号及び受給者証番号と等しい障害児支援受給者台帳（基本）の多子軽減対象区分が未設定、かつ給付費等の額の特例情報が有効で、かつ障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額より給付費等の額の特例情報・都道府県等が定める額が小さい場合、請求額集計欄・利用者負担額②の値が、都道府県等が定める額と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（集計情報）の請求額集計欄・1割相当額及び請求額集計欄・利用者負担額②の設定内容、または障害児支援受給者台帳（基本）の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PA01	警告	※受付：施設等の区分の算定要件を満たしていません	(1) 事業所台帳（サービス）の施設等の区分が、サービス区分に対する要件を満たしていない。 (2) 事業所台帳（サービス）の施設等の区分が、本体・分場区分に対する要件を満たしていない。 (3) 事業所台帳（サービス）の施設等の区分が、本体・併設区分に対する要件を満たしていない。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の施設等の区分の登録内容を確認してください。
PA02	警告	※受付：人員配置区分の算定要件を満たしていません	(1) 事業所台帳（サービス）の人員配置区分が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の人員配置区分の登録内容を確認してください。
PA05	エラー	受付：食事提供体制加算の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが別表「点検対象のサービスコード」に示す食事提供体制加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の食事提供体制加算の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の食事提供体制加算の有無の登録内容を確認してください。
PA12	警告	※受付：地方公共団体が設置する指定事業所ではありません	(1) サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の地方公共団体設定が「2：該当」の場合、事業所番号に対する事業所台帳（基本）の法人等種別コードが「10：地方公共団体（都道府県）」、「11：地方公共団体（市町村）」、「12：地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、または「14：国立施設」以外である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（基本）の法人等種別コードの登録内容を確認してください。
PA16	エラー	受付：目標工賃達成加算の算定要件を満たしていません	(1) 事業所台帳（サービス）の目標工賃達成加算の有無が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の目標工賃達成加算の有無の登録内容を確認してください。
PA23	警告	※受付：夜間支援体制加算（I）の算定要件を満たしていません	(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「31：共同生活介護」であり、かつサービスコードが夜間支援体制加算（I）の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の共同生活介護夜間支援体制加算（I）の有無が「1：無し」である。 (2) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「31：共同生活介護」であり、かつ事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の共同生活介護夜間支援体制加算（I）の有無が「2：有り」の場合、事業所台帳（サービス）の共同生活介護夜間支援対象利用者数が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の夜間支援対象利用者数と異なる。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の共同生活介護夜間支援体制加算（I）の有無及び共同生活介護夜間支援対象利用者数の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PA24	警告	※受付：大規模住居等減算の請求ではありません	<p>(1) 事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の大規模住居等減算の有無が未設定である。</p> <p>(2) 単位数表マスタ（請求）の大規模住居等減算区分と介護給付費等明細書情報（明細情報）の事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の利用定員数の整合がとれていない。</p> <p>(3) 単位数表マスタ（請求）の大規模住居等減算区分と介護給付費等明細書情報（明細情報）の事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の大規模住居等減算の有無の整合がとれていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の利用定員数及び大規模住居等減算の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA26	警告	※受付：定員超過による減算の請求ではありません	<p>(1) 事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の利用定員超過による減算の有無が「2：有り」の場合、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の定員超過が未設定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の利用定員超過による減算の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA28	警告	※受付：入院・外泊時加算の算定要件を満たしていません	<p>(1) サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の入院・外泊時加算区分が設定されている場合、事業所台帳（サービス）の利用定員数がサービスコードに対する要件を満たしていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の利用定員数の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA31	警告	※受付：定員区分の算定要件を満たしていません	<p>(1) サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の定員区分1が設定されており、かつ重度者支援体制加算区分、目標工賃達成指導員配置加算及び常勤看護職員等配置加算が「1：非該当」、または未設定の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の定員区分が、単位数表マスタ（請求）の定員区分1と異なる。</p> <p>(2) サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の定員区分1が設定されており、かつ重度者支援体制加算区分、目標工賃達成指導員配置加算、または常勤看護職員等配置加算が「2：該当」（サービス提供年月が2012年4月以降の場合、重度者支援体制加算区分については、「2：Ⅰ」「3：Ⅱ」「4：Ⅲ」の何れか）であり、かつ事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の多機能型等定員区分（加算）が設定されている場合、事業所台帳（サービス）の多機能型等定員区分（加算）が、単位数表マスタ（請求）の定員区分1と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の定員区分及び多機能型等定員区分（加算）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA39	警告	※受付：栄養管理体制加算基準2の算定要件を満たしていません	<p>(1) 事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準が、サービスコードに対する要件を満たしていない。</p> <p>(2) 事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準がサービスコードに対する要件を満たしている場合、定員区分がサービスコードに対する要件を満たしていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の定員区分及び栄養士配置加算の基準の登録内容を確認してください。</li> </ul>



エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PA40	警告	※資格：利用者上限月額管理加算の算定要件を満たしていません	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス提供年月が2009年4月以降であり、かつサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードである場合、介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所・管理結果が未設定である。</p> <p>(2) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードである場合、市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の上限額管理有無が「1：無し」である。</p> <p>(3) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードである場合、サービス提供年月が、市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の上限額管理有効期間（開始年月日）の年月より前である。</p> <p>(4) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードである場合、サービス提供年月が、市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の上限額管理有効期間（終了年月日）の年月より後である。</p> <p>(5) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードである場合、事業所番号が、市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の上限額管理事業所番号と異なる。</p> <p>(6) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス提供年月が2010年4月以降であり、かつサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードである場合、市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の利用者負担上限額管理情報・利用者負担上限月額が0、または未設定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所・管理結果及び介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の利用者負担上限額管理情報の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA41	警告	※資格：食事提供体制加算の算定要件を満たしていません	<p>(1) サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の食事提供体制加算が「2：該当」の場合、市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算対象者有無が「1：無し」である。</p> <p>(2) サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の食事提供体制加算が「2：該当」の場合、サービス提供年月が市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算適用有効期間（開始年月日）より前である。</p> <p>(3) サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の食事提供体制加算が「2：該当」の場合、サービス提供年月が市町村番号及び受給者証番号に対する受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報・食事提供体制加算適用有効期間（終了年月日）より後である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（基本）の食事提供体制加算情報の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA42	警告	※資格：相互利用対象者区分の算定要件を満たしていません	<p>(1) 受給者台帳（支給決定）の相互利用対象者区分が単位数表マスタ（請求）の障害区分と異なる。</p> <p>(2) 受給者台帳（支給決定）の相互利用対象者区分が未設定であり、かつ介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が「92：旧知的通所更生」、または「94：旧知的通所授産」である場合、単位数表マスタ（請求）の障害区分が「02：知的障害者」以外である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の相互利用対象者区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PA56	警告	※資格：受給者の旧法障害程度区分が算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の旧法障害程度区分が設定されている場合、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコード(サービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の支給決定コード)に対する受給者台帳(支給決定)の旧法障害程度区分等コードが、単位数表マスタ(請求)の旧法障害程度区分と異なる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳(支給決定)の旧障害程度区分等コードの登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA58	警告	※資格：受給者の障害程度区分が算定要件を満たしていません	(1) 受給者台帳(基本)の障害支援区分がサービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>支給決定市町村に受給者台帳(基本)の障害支援区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA60	警告	※受付：初期加算のサービス開始年月日が不正です	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが初期加算の場合、介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・開始年月日の年月が介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス提供年月の前月より過去、または翌月以降である。	介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス提供年月及びサービスコードの設定内容、または介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PA61	警告	※受付：入所時特別支援加算のサービス開始年月日が不正です	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが入所時特別支援加算の場合、介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・開始年月日の年月が介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス提供年月の前月より過去、または翌月以降である。	介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス提供年月及びサービスコードの設定内容、または介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PA67	エラー	受付：福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていません	(1) サービスコードが福祉専門職員配置等加算の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の福祉専門職員配置等加算の有無が「1：無し」、または未設定である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の福祉専門職員配置等加算の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA68	エラー	受付：特定事業所加算の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが特定事業所加算の場合、事業所台帳(サービス)の特定事業所加算区分が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。 (2) 計画相談支援給付費等請求書情報(明細情報)のサービスコードが相談支援特定事業所加算の場合、事業所台帳(サービス)の相談支援特定事業所加算の有無が、「1：無し」である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報(明細情報)及び計画相談支援給付費等請求書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の特定事業所加算区分及び相談支援特定事業所加算の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA69	警告	※受付：人員配置体制加算の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが人員配置体制加算の場合、事業所台帳(サービス)の人員配置体制加算の有無が「1：無し」である。 (2) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが人員配置体制加算の場合、事業所台帳(サービス)の人員配置区分が、サービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の人員配置体制加算区分と異なる。 (3) 事業所台帳(サービス)の定員区分が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の人員配置体制加算の有無、人員配置区分、定員区分、及び多機能型等定員区分(加算)の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PA72	警告	※受付：初回加算がサービス開始年月以外で算定されています	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが初回加算の場合、介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス提供年月が、サービス開始日等・開始年月日の年月と異なる。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容、または介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PA75	エラー	受付：就労移行支援体制加算の算定要件を満たしていません	(1) サービス提供年月が2015年3月以前で、事業所台帳（サービス）の就労移行支援体制加算区分が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の就労移行支援体制加算区分の登録内容を確認してください。
PA78	エラー	受付：目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが目標工賃達成指導員配置加算の場合、事業所台帳（サービス）の目標工賃達成指導員配置加算の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の目標工賃達成指導員配置加算の有無の登録内容を確認してください。
PA80	警告	※受付：栄養士配置加算基準の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが栄養士配置加算の場合、事業所台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の栄養士配置加算基準2と異なる。 (2) 事業所台帳（サービス）の定員区分が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準及び定員区分の登録内容を確認してください。
PA81	警告	※受付：短期利用加算のサービス開始年月日が不正です	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが短期利用加算の場合、介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス提供年月が、サービス開始日等・開始年月日の年月、またはその翌月と異なる。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容、または介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PA82	警告	※受付：栄養マネジメント加算の算定要件を満たしていません	(1) サービス提供年月が2012年3月以前で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが栄養マネジメント加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準が「4：常勤管理栄養士」以外である。 (2) サービス提供年月が2012年4月以降で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが栄養マネジメント加算であり、かつ事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）のみなし指定の有無が「1：無し」の場合、栄養士配置減算の有無が「1：無し」以外である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PA84	エラー	受付：療養食加算の算定要件を満たしていません	<p>(1) サービス提供年月が2012年3月以前で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが療養食加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準が「1：無し」である。</p> <p>(2) サービス提供年月が2012年4月以降で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが療養食加算であり、かつ事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）のみなし指定の有無が「1：無し」の場合、栄養士配置減算の有無が「3：栄養士未配置減算」である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA89	警告	※受付：夜間防災緊急時支援体制加算Ⅰの算定要件を満たしていません	<p>(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「33：共同生活援助」及びサービス提供年月が2014年3月以前、またはサービス種類（サービスコードの上2桁）が「34：宿泊型自立訓練」であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の夜間支援体制加算が「2：Ⅰ（該当）」の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）の有無が「1：無し」である。</p> <p>(2) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「33：共同生活援助」及びサービス提供年月が2014年3月以前であり、かつ事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）の有無が「2：有り」の場合、事業所台帳（サービス）の共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の共同生活援助夜間防災・緊急時支援加算（Ⅰ）の有無及び共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA92	警告	※受付：療養食加算の算定要件を満たしていない可能性があります	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の療養食加算が「2：該当」の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準が「1：無し」である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA93	エラー	受付：基準該当のサービスコードではありません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）の本体報酬にかかるサービスコードが、「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（基本）の指定／基準該当等事業所区分コードの登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PA94	警告	※受付：児童発達支援管理責任者専任加算の要件を満たしていません	<p>(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが経過的服务費の児童発達支援管理責任者専任加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の児童発達支援管理責任者専任加算の有無が「1：無し」である。</p> <p>(2) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが経過的服务費の児童発達支援管理責任者専任加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の利用定員数が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の経過措置事業所定員区分と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の児童発達支援管理責任者専任加算の有無及び利用定員数の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA95	警告	※受付：職業指導員加算の算定要件を満たしていません	<p>(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが経過的服务費の職業指導員加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の職業指導員体制の有無が「1：無し」である。</p> <p>(2) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが経過的服务費の職業指導員加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の利用定員数が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の経過措置事業所定員区分と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の職業指導員体制の有無及び利用定員数の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA96	警告	※受付：看護師配置加算の算定要件を満たしていません	<p>(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが経過的服务費の看護師配置加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の利用定員数が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の経過措置事業所定員区分と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の利用定員数の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PA97	警告	※受付：心理担当職員配置加算の算定要件を満たしていません	<p>(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが経過的服务費の心理担当職員配置加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の心理担当職員配置加算の有無が「1：無し」である。</p> <p>(2) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが経過的服务費の心理担当職員配置加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の利用定員数が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の経過措置事業所定員区分と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の心理担当職員配置加算の有無及び利用定員数の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PA99	警告	※受付：重度障害児支援加算の算定要件を満たしていません	(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが経過的服务費の重度障害児支援加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の重度知的障害児収容棟設置の有無、または肢体不自由児施設重度病棟設置の有無が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の重度知的障害児収容棟設置の有無及び肢体不自由児施設重度病棟設置の有無の登録内容を確認してください。
PB01	警告	※受付：小規模グループケア加算の算定要件を満たしていません	(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが小規模グループケア加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の小規模グループケア加算の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の小規模グループケア加算の有無の登録内容を確認してください。
PB02	警告	※受付：看護職員配置加算の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードである場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の看護職員配置加算の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の看護職員配置加算の有無の登録内容を確認してください。
PB03	警告	※受付：栄養士配置による減算区分と一致していません	(1) 事業所台帳（サービス）の栄養士配置減算の有無が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の栄養士配置減算の有無の登録内容を確認してください。
PB04	警告	※受付：就労定着実績がない場合の区分と一致していません	(1) サービス提供年月が2015年3月以前で、事業所台帳（サービス）の就労移行・定着実績区分が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の就労定着実績区分の登録内容を確認してください。
PB05	警告	※受付：送迎加算（重度）の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードの場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の送迎加算（重度）の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の送迎加算（重度）の有無の登録内容を確認してください。
PB06	警告	※受付：緊急短期入所体制確保加算の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードの場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の緊急短期入所体制確保加算の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の緊急短期入所体制確保加算の有無の登録内容を確認してください。
PB07	警告	※受付：処遇改善加算の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算の場合、事業所台帳（サービス）の福祉・介護職員処遇改善加算の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の福祉・介護職員処遇改善加算の有無の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PB08	警告	※受付：処遇改善特別加算の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉・介護職員処遇改善特別加算の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無の登録内容を確認してください。
PB10	エラー	受付：経過措置対象事業所ではありません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス種類(サービスコードの上2桁)が「21：療養介護」、「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが経過措置該当のサービスコードの場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)のみなし指定の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)のみなし指定の有無の登録内容を確認してください。
PB11	エラー	受付：経過措置のサービスコードではありません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス種類(サービスコードの上2桁)が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつ事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)のみなし指定の有無が「2：有り」の場合、サービスコードが経過措置該当のサービスコード以外である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)のみなし指定の有無の登録内容を確認してください。
PB12	警告	※受付：喀痰吸引等支援体制加算の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが喀痰吸引等支援体制加算の場合、事業所台帳(サービス)の特定事業所加算区分が、サービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の喀痰吸引等支援体制加算との関係において不整合である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の特定事業所加算区分の登録内容を確認してください。
PB13	警告	※受付：緊急短期入所受入加算の算定要件を満たしていません	(1) サービス提供年月が2015年3月以前で、介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードの場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の緊急短期入所体制確保加算の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の緊急短期入所体制確保加算の有無の登録内容を確認してください。
PB14	警告	※受付：国立施設は処遇改善加算を算定できません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算の場合、事業所番号に対する事業所台帳(基本)の法人等種別コードが「14：国立施設」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(基本)の法人等種別コードの登録内容を確認してください。
PB15	警告	※受付：国立施設は処遇改善特別加算を算定できません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉・介護職員処遇改善特別加算の場合、事業所番号に対する事業所台帳(基本)の法人等種別コードが「14：国立施設」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(基本)の法人等種別コードの登録内容を確認してください。
PB16	警告	※受付：地方公共団体、国立施設は送迎加算を算定できません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが送迎加算の場合、事業所番号に対する事業所台帳(基本)の法人等種別コードが「10：地方公共団体(都道府県)」、「11：地方公共団体(市町村)」、「12：地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、または「14：国立施設」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(基本)の法人等種別コードの登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PB17	警告	※受付：医療連携体制加算の算定要件を満たしていません	<p>(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「24：短期入所」であり、かつサービスコードが医療連携体制加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の施設等の区分が「2：医療型」である。</p> <p>(2) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「34：宿泊型自立訓練」、または「42：自立訓練（生活訓練）」であり、かつサービスコードが医療連携体制加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の看護職員配置加算の有無が「2：有り」である。</p> <p>(3) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「33：共同生活援助」であり、サービスコードが医療連携体制加算（V）の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の医療連携体制加算（V）の有無が「1：無し」である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の施設等の区分及び看護職員配置加算の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB18	警告	※受付：重度障害者支援加算算定要件を満たしていない場合があります	<p>(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示す重度障害者支援加算、かつ事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）に「22：生活介護」の情報が存在する場合、事業所台帳（サービス）の人員配置区分が「01：Ⅰ型（1.7：1以上）」、「02：Ⅱ型（2：1以上）」、または「03：Ⅲ型（2.5：1以上）」である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の人員配置区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB19	警告	※受付：地方公共団体、国立施設は送迎加算（重度）を算定できません	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードの場合、事業所台帳（基本）の法人等種別コードが「10：地方公共団体（都道府県）」、「11：地方公共団体（市町村）」、「12：地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、または「14国立施設」である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（基本）の法人等種別コードの登録内容を確認してください。</li> </ul>



エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PB20	エラー	受付：施設等の区分の算定要件を満たしていません	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が「22：生活介護」、または「32：施設入所支援」であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の施設等の区分が、事業所台帳（サービス）で設定されている施設等の区分の算定要件を満たしていない請求サービスコードで請求が行われている。</p> <p>(2) 平成26年4月以降の「33：共同生活援助」のサービスにおける事業所台帳（サービス）において、平成26年3月以前は設定不要であった施設等の区分の設定が必須となっているが、平成26年4月以降の異動情報や訂正情報が提出されていないことにより、施設等の区分が未設定のままとなっている状態で、平成26年4月以降の「33：共同生活援助」の請求が行われている。</p> <p>(3) 平成26年4月以降の「33：共同生活援助」のサービスにおける事業所台帳（サービス）において、平成26年4月以降の異動情報や訂正情報が提出され、施設等の区分が設定されているが、平成26年4月以降の「33：共同生活援助」の請求において、事業所台帳（サービス）で設定されている施設等の区分の算定要件を満たしていない請求サービスコードで請求が行われている。</p> <p>(4) 事業所台帳（サービス）の施設等の区分が、サービス区分に対する要件を満たしていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の施設等の区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB21	警告	※受付：処遇改善加算の加算率が不正です	<p>(1) サービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の主たる事業所サービス種類コードが未設定の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の主たる事業所サービス種類コード1が設定されている。</p> <p>(2) サービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の主たる事業所サービス種類コードが設定されている場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の主たる事業所サービス種類コード1及び主たる事業所サービス種類コード2に設定されているサービス種類コードと一致しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の主たる事業所サービス種類コード1及び主たる事業所サービス種類コード2の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB22	警告	※受付：処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算であり、かつ事業所台帳（サービス）の福祉・介護職員処遇改善加算の有無が「2：有り」の場合、事業所台帳（サービス）の福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の処遇改善加算区分との関係において不整合である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PB23	警告	※受付：処遇改善特別加算の加算率が不正です	(1) サービスコードが福祉・介護職員処遇改善特別加算であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の主たる事業所サービス種類コードが未設定の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の主たる事業所サービス種類コード1が設定されている。 (2) サービスコードが福祉・介護職員処遇改善特別加算であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の主たる事業所サービス種類コードが設定されている場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の主たる事業所サービス種類コード1及び主たる事業所サービス種類コード2に設定されているサービス種類コードと一致しない。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無、主たる事業所サービス種類コード1及び主たる事業所サービス種類コード2の登録内容を確認してください。
PB24	警告	※資格：障害程度区分に該当した処遇改善加算の加算率ではありません	(1) サービス提供年月が2014年3月以前で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が「24：短期入所」であり、かつサービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算の場合、受給者台帳（支給決定）の決定サービスコード及び受給者台帳（基本）の障害支援区分が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の処遇改善加算との関係において不整合である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の障害支援区分の登録内容を確認してください。
PB25	警告	※資格：単価区分に該当した処遇改善加算の加算率ではありません	(1) サービス提供年月が2014年3月以前で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が「24：短期入所」であり、かつサービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算の場合、受給者台帳（支給決定）の決定サービスコード及び旧障害程度区分等コードが、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の処遇改善加算との関係において不整合である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の旧障害程度区分等コードの登録内容を確認してください。
PB26	警告	※資格：障害程度区分に該当した処遇改善特別加算加算率ではありません	(1) サービス提供年月が2014年3月以前で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が「24：短期入所」であり、かつサービスコードが福祉・介護職員処遇改善特別加算の場合、受給者台帳（支給決定）の決定サービスコード及び受給者台帳（基本）の障害支援区分が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の処遇改善特別加算との関係において不整合である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の障害支援区分の登録内容を確認してください。
PB27	警告	※資格：単価区分に該当した処遇改善特別加算の加算率ではありません	(1) サービス提供年月が2014年3月以前で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が「24：短期入所」であり、かつサービスコードが福祉・介護職員処遇改善特別加算の場合、受給者台帳（支給決定）の決定サービスコード及び旧障害程度区分等コードが、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の処遇改善特別加算との関係において不整合である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳（支給決定）の旧障害程度区分等コードの登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PB28	警告	※受付：福祉専門職員配置等加算の算定要件が一致しません	(1) サービス提供年月が2013年4月以降、2015年3月以前で、介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の福祉専門職員配置等加算の有無が「2:有り」、または「4:Ⅱ」である。 (2) サービス提供年月が2015年4月以降で、介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の福祉専門職員配置等加算の有無が「4:Ⅲ」、または「5:Ⅰ」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の福祉専門職員配置等加算の有無の登録内容を確認してください。
PB29	警告	※受付：延長支援加算の算定要件を満たしていません	(1) サービス提供年月が2013年4月以降で、介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが延長支援加算の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の延長支援加算の有無が「1:無し」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の延長支援加算の有無の登録内容を確認してください。
PB30	警告	※受付：移行準備支援体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たしていません	(1) サービス提供年月が2013年4月以降で、介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが移行準備支援体制加算(Ⅰ)の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の移行準備支援体制加算(Ⅰ)の有無が「1:無し」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の移行準備支援体制加算(Ⅰ)の有無の登録内容を確認してください。
PB32	警告	※受付：夜間支援体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たしていません	(1) サービス提供年月が2013年4月以降、2014年3月以前で、介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが夜間支援体制加算(Ⅱ)の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の共同生活介護夜間支援体制加算(Ⅱ)の有無が「1:無し」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の共同生活介護夜間支援体制加算(Ⅱ)の有無の登録内容を確認してください。
PB33	警告	※受付：夜間防災緊急時支援体制加算Ⅱの算定要件を満たしていません	(1) サービス提供年月が2013年4月以降、2014年3月以前で、サービス種類(サービスコードの上2桁)が「33:共同生活援助」であり、かつ介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の場合、事業所番号及びサービス種類に対する事業所台帳(サービス)の共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無が「1:無し」である。 (2) サービス提供年月が2013年4月以降で、サービス種類(サービスコードの上2桁)が「34:宿泊型自立訓練」であり、かつ介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の場合、事業所番号及びサービス種類に対する事業所台帳(サービス)の宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無が「1:無し」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の共同生活援助夜間防災・緊急時支援加算(Ⅱ)の有無及び宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無の登録内容を確認してください。
PB34	エラー	受付：激変緩和(特対)、事業・移行時安定化、新体系定着は請求不可	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードに、特別対策費に関するサービスコード(特別対策事業の激変緩和加算、事業運営安定化、移行時運営安定化、または新体系定着支援事業)の算定がある場合、受付年月が2013年12月以降である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PB35	警告	※資格：受給者の障害支援区分が算定要件を満たしていません	(1) 受給者台帳（基本）の障害支援区分がサービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に受給者台帳（基本）の障害支援区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB36	警告	※受付：配置医減算の請求がありません	(1) 事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の配置医減算の有無が「2：有り」の場合、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の配置医減算が未設定である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の配置医減算の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB37	警告	※受付：処遇改善加算の主たる事業所施設区分が一致しません	<p>(1) サービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の主たる事業所施設区分が未設定の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の主たる事業所施設区分が設定されている。</p> <p>(2) サービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の主たる事業所施設区分が設定されている場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の主たる事業所施設区分と一致しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の主たる事業所施設区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB38	警告	※受付：処遇改善特別加算の主たる事業所施設区分が一致しません	<p>(1) サービスコードが福祉・介護職員処遇改善特別加算であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の主たる事業所施設区分が未設定の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の主たる事業所施設区分が設定されている。</p> <p>(2) サービスコードが福祉・介護職員処遇改善特別加算であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の主たる事業所施設区分が設定されている場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の主たる事業所施設区分と一致しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の主たる事業所施設区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB39	警告	※受付：特定基準該当のサービスコードではありません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）の本体報酬にかかるサービスコードが、「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PB40	警告	※受付：夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定要件を満たしていません	<p>（１）サービス提供年月が2014年4月以降、2015年3月以前で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが夜間支援等体制加算（Ⅰ）である場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「2：Ⅰ」以外である。</p> <p>（２）サービス提供年月が2015年4月以降で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが夜間支援等体制加算（Ⅰ）である場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「2：Ⅰ」、「5：Ⅰ・Ⅱ」、「6：Ⅰ・Ⅲ」、または「8：Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」以外である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB41	警告	※受付：夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定要件を満たしていません	<p>（１）サービス提供年月が2014年4月以降、2015年3月以前で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが夜間支援等体制加算（Ⅱ）である場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「3：Ⅱ」以外である。</p> <p>（２）サービス提供年月が2015年4月以降で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが夜間支援等体制加算（Ⅱ）である場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「3：Ⅱ」、「5：Ⅰ・Ⅱ」、「7：Ⅱ・Ⅲ」、または「8：Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」以外である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB42	警告	※受付：夜間支援等体制加算（Ⅲ）の算定要件を満たしていません	<p>（１）サービス提供年月が2014年4月以降、2015年3月以前で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが夜間支援等体制加算（Ⅲ）である場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「4：Ⅲ」以外である。</p> <p>（２）サービス提供年月が2015年4月以降で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが夜間支援等体制加算（Ⅲ）である場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「4：Ⅲ」、「6：Ⅰ・Ⅲ」、「7：Ⅱ・Ⅲ」、または「8：Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」以外である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB43	警告	※受付：経過の居宅介護利用型のサービスコードではありません	（１）サービス提供年月が2014年4月以降、2015年3月以前で、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス種類（サービスコードの上2桁）が「33：共同生活援助」であり、かつ事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の経過の居宅介護利用型区分が「2：該当」の場合、サービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の経過の居宅介護利用型区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PB44	警告	※資格：受給者が高齢又は重度の障害者ではありません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが日中支援加算(Ⅰ)の場合、受給者台帳(基本)の障害支援区分が「99：なし」、「21：区分1」、「22：区分2」、「23：区分3」のいずれかである、かつ受給者の年齢が65歳未満である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・支給決定市町村に受給者台帳(基本)の受給者情報・生年月日及び障害支援区分の登録内容を確認してください。
PB45	警告	※受付：外部サービス利用型共同生活援助サービス費がありません	(1) サービス提供年月が2014年4月以降で、介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス種類(サービスコードの上2桁)が「33：共同生活援助」であり、かつサービスコードに受託居宅介護サービス費の算定がある場合、単位数表マスタ(請求)の施設等の区分が「2：外部サービス利用型」、かつ加算対象が「1：非該当」に該当するサービスコードが存在しない。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。
PB46	警告	※受付：台帳の夜間支援等体制加算対象利用者数と不一致の請求です	(1) サービス提供年月が2014年4月以降で、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の夜間支援等体制加算区分が「2：Ⅰ」、または「3：Ⅱ」である場合、事業所台帳(サービス)の夜間支援等体制加算対象利用者数が、サービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の夜間支援対象利用者数と異なる。 (2) サービス提供年月が2015年4月以降、かつサービス種類(サービスコードの上2桁)が「33：共同生活援助」であり、事業所番号及びサービス種類に対する事業所台帳(サービス)の夜間支援等体制加算区分が「3：Ⅱ」で、かつサービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の夜間支援対象利用者数が「01：4人」の場合、事業所台帳(サービス)の夜間支援等体制加算対象利用者数が、「01：4人」、「10：2人以下」、または「11：3人」以外である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の夜間支援等体制加算区分及び夜間支援等体制加算対象利用者数の登録内容を確認してください。
PB47	エラー	受付：経過的居宅介護利用型共同生活援助事業所からの請求です	(1) サービス提供年月が2015年4月以降で、介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス種類(サービスコードの上2桁)が「33：共同生活援助」である場合、事業所番号及びサービス種類に対する事業所台帳(サービス)の経過的居宅介護利用型区分が「2：該当」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス提供年月の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の経過的居宅介護利用型区分の登録内容を確認してください。
PB48	警告	※受付：送迎加算の算定要件が一致しません	(1) 事業所台帳(サービス)の送迎加算の有無が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の送迎加算の有無の登録内容を確認してください。
PB50	警告	※受付：就労定着支援体制加算12月未満の算定要件を満たしてません	(1) サービス提供年月が2015年4月以降で、事業所台帳(サービス)の就労定着支援体制加算区分(6月以上12月未満)が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の就労定着支援体制加算区分(6月以上12月未満)の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PB51	警告	※受付：就労定着支援体制加算24月未満の算定要件を満たしていません	(1) サービス提供年月が2015年4月以降で、事業所台帳（サービス）の就労定着支援体制加算区分（12月以上24月未満）が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の就労定着支援体制加算区分（12月以上24月未満）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB52	警告	※受付：就労定着支援体制加算36月未満の算定要件を満たしていません	(1) サービス提供年月が2015年4月以降で、事業所台帳（サービス）の就労定着支援体制加算区分（24月以上36月未満）が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の就労定着支援体制加算区分（24月以上36月未満）の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB53	警告	※受付：開所時間減算の請求ではありません	(1) 事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の開所時間減算の有無が「2：有り」の場合、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の開所時間減算区分が「1：非該当」である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の開所時間減算の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB54	警告	※受付：開所時間による減算区分と一致していません	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の開所時間減算区分が「3：4時間未満」の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の開所時間減算区分が「2：4時間以上6時間未満」である。</p> <p>(2) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の開所時間減算区分が「4：4時間以上6時間未満」の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の開所時間減算区分が「1：4時間未満」である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の開所時間減算区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB55	警告	※受付：重度障害者支援加算（強度行動）算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが重度障害者支援加算（強度行動）の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する事業所台帳（サービス）の重度障害者（児）支援加算（強度行動障害）の有無が「1：無し」である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の重度障害者（児）支援加算（強度行動障害）の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB56	警告	※受付：就労移行・定着実績がない場合の区分と一致していません	(1) サービス提供年月が2015年4月以降で、事業所台帳（サービス）の就労移行・定着実績区分が、サービスコードの算定に必要な要件を満たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の就労移行・定着実績区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PB57	警告	※受付：福祉専門職員等連携加算のサービス開始年月日が不正です	(1) 介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが福祉専門職員等連携加算の場合、サービス提供年月が、介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・開始年月日から90日目の年月の翌月以降である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス提供年月及びサービスコードの設定内容、または介護給付費等明細書情報（日数情報）のサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PB58	警告	※受付：行動障害支援連携加算のサービス開始年月日が不正です	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが行動障害支援連携加算の場合、サービス提供年月が介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・開始年月日から30日目の年月の翌月以降である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス提供年月及びサービスコードの設定内容、または介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PB59	警告	※受付：重度障害児支援加算(強度行動)算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが重度障害児支援加算(強度行動)の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の重度障害者(児)支援加算(強度行動障害)の有無が「1：無し」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の重度障害者(児)支援加算(強度行動障害)の有無の登録内容を確認してください。
PB60	警告	※受付：常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが常勤看護職員等配置加算の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サービス)の常勤看護職員等配置加算の有無が「1：無し」、または利用定員超過による減算の有無が「2：有り」、または職員欠如による減算の有無が「2：有り」である。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の常勤看護職員等配置加算の有無、利用定員超過による減算の有無及び職員欠如による減算の有無の登録内容を確認してください。
PB61	警告	※受付：緊急短期入所受入加算について開始年月以外の請求です	(1) サービス提供年月が2015年4月以降であり、介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが緊急短期入所受入加算の場合、介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・開始年月日の年月が介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス提供年月と異なる。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス提供年月及びサービスコードの設定内容、または介護給付費等明細書情報(日数情報)のサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PJ01	警告	※受付：定員区分の算定要件を満たしていません	(1) サービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の定員区分が設定されており、かつ小規模加算、職業指導員加算、看護師配置加算、心理担当職員配置加算及び児童発達支援管理責任者専任加算が「2：該当」以外、かつ指導員加配加算が「2：該当」、「3：児童指導員等」、「4：児童指導員等以外」以外の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する障害児施設台帳(サービス)の入所定員数が、単位数表マスタ(請求)の定員区分と異なる。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の入所定員数の登録内容を確認してください。
PJ02	エラー	受付：施設等の区分の算定要件を満たしていません	(1) サービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の施設等の区分が、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する障害児施設台帳(サービス)の施設等の区分と異なる。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の施設等の区分の登録内容を確認してください。
PJ03	警告	※受付：地方公共団体が設置する指定事業所ではありません	(1) サービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の地方公共団体設置が「2：該当」の場合、事業所番号に対する障害児施設台帳(基本)の法人等種別コードが「10：地方公共団体(都道府県)」、「11：地方公共団体(市町村)」、「12：地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、または「14：国立施設」以外である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(基本)の法人等種別コードの登録内容を確認してください。



エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PJ04	警告	※受付：定員超過による減算の請求ではありません	(1) 事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する障害児施設台帳（サービス）の利用定員超過による減算の有無が「2：有り」の場合、障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の定員超過が未設定である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の利用定員超過による減算の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PJ05	警告	※受付：入院・外泊時加算の算定要件を満たしていません	(1) サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の入院・外泊時加算区分が設定されている場合、障害児施設台帳（サービス）の入所定員数がサービスコードに対する要件を満たしていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の入所定員数の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PJ35	警告	※受付：栄養士配置加算基準の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが栄養士配置加算の場合、障害児施設台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の栄養士配置加算基準2と異なる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PJ37	警告	※受付：栄養マネジメント加算の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の栄養マネジメント加算が「2：該当」の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する障害児施設台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準が「4：常勤管理栄養士」以外である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の栄養士配置加算の基準の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PJ38	エラー	受付：福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていません	(1) サービスコードが福祉専門職員配置等加算の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する障害児施設台帳（サービス）の福祉専門職員配置等加算の有無が「1：無し」、または未設定である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の福祉専門職員配置等加算の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PJ44	警告	※資格：障害児施設区分の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコード及び障害児支援受給者台帳（支給決定）の決定サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の障害児施設区分が、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する障害児施設台帳（サービス）の障害児施設区分と異なる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容、障害児施設台帳（サービス）の障害児施設区分の登録内容を確認してください。</li> <li>・支給決定市町村に障害児支援受給者台帳（支給決定）の決定サービスコードの登録内容を確認してください。</li> </ul>
PJ45	警告	※受付：児童発達支援管理責任者専任加算の要件を満たしていません	<p>(1) 障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが児童発達支援管理責任者専任加算の場合、障害児施設台帳（サービス）の児童発達支援管理責任者専任加算の有無が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の児童発達支援管理責任者専任加算と異なる。</p> <p>(2) 障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが児童発達支援管理責任者専任加算の場合、障害児施設台帳（サービス）の入所定員数が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の定員区分と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の入所定員数及び児童発達支援管理責任者専任加算の有無の登録内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PJ47	警告	※受付：指導員加配加算の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが指導員加配加算の場合、障害児施設台帳(サービス)の指導員加配加算の有無及び有資格者配置の有無が、「1:無し」、または未設定である。 (2) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが指導員加配加算の場合、障害児施設台帳(サービス)の入所定員数が、サービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の定員区分と異なる。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の入所定員数及び指導員加配加算の有無の登録内容を確認してください。
PJ49	警告	※受付：指導員等欠員の請求ではありません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)の事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する障害児施設台帳(サービス)の職員欠如による減算の有無が「2:有り」の場合、本体報酬のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコード以外である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の職員欠如による減算の有無の登録内容を確認してください。
PJ50	警告	※受付：重度障害児支援加算の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが重度障害児支援加算の場合、障害児施設台帳(サービス)の重度知的障害児収容棟設置の有無、または肢体不自由児施設重度病棟設置の有無が、サービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の重度知的障害児支援加算区分、または重度肢体不自由児支援加算との関係において不整合である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の重度知的障害児収容棟設置の有無及び肢体不自由児施設重度病棟設置の有無の登録内容を確認してください。
PJ51	警告	※受付：延長支援加算の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードの場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する障害児施設台帳(サービス)の延長支援加算の有無が「1:無し」である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の延長支援加算の有無の登録内容を確認してください。
PJ52	警告	※受付：小規模グループケア加算の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードの場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する障害児施設台帳(サービス)の小規模グループケア加算の有無が「1:無し」である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の小規模グループケア加算の有無の登録内容を確認してください。
PJ55	警告	※受付：特別支援加算の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードの場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する障害児施設台帳(サービス)の特別支援加算の有無が「1:無し」である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の特別支援加算の有無の登録内容を確認してください。
PJ56	警告	※受付：処遇改善加算の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算の場合、障害児施設台帳(サービス)の福祉・介護職員処遇改善加算の有無が「1:無し」である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の福祉・介護職員処遇改善加算の有無の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PJ57	警告	※受付：処遇改善特別加算の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが「点検対象のサービスコード」に示すサービスコードの場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する障害児施設台帳(サービス)の福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無が「1：無し」である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容、または障害児施設台帳(サービス)の福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無の登録内容を確認してください。
PJ58	警告	※受付：国立施設は処遇改善加算を算定できません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算の場合、障害児施設台帳(基本)の法人等種別コードが「14：国立施設」である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(基本)の法人等種別コードの登録内容を確認してください。
PJ59	警告	※受付：国立施設は処遇改善特別加算を算定できません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉・介護職員処遇改善特別加算の場合、障害児施設台帳(基本)の法人等種別コードが「14：国立施設」である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(基本)の法人等種別コードの登録内容を確認してください。
PJ60	エラー	受付：障害児施設区分の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービス種類(サービスコードの上2桁)が「61：児童発達支援」、または「63：放課後等デイサービス」であり、かつサービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の障害児施設区分が設定されている場合、障害児施設台帳(サービス)の障害児施設区分がサービスコードに対する要件を満たしていない。	障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の障害児施設区分の登録内容を確認してください。
PJ61	警告	※受付：処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算であり、かつ障害児施設台帳(サービス)の福祉・介護職員処遇改善加算の有無が「2：有り」の場合、障害児施設台帳(サービス)の福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分が、サービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の処遇改善加算区分との関係において不整合である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の福祉・介護職員処遇改善加算の有無及び福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分の登録内容を確認してください。
PJ62	警告	※受付：福祉専門職員配置等加算の算定要件が一致しません	(1) サービス提供年月が2013年4月以降、2015年3月以前で、障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉専門職員配置等加算(I)の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する障害児施設台帳(サービス)の福祉専門職員配置等加算の有無が「2：有り」、または「4：Ⅱ」である。 (2) サービス提供年月が2015年4月以降で、障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)の場合、事業所番号及びサービス種類(サービスコードの上2桁)に対する障害児施設台帳(サービス)の福祉専門職員配置等加算の有無が「4：Ⅲ」、または「5：Ⅰ」である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳(サービス)の福祉専門職員配置等加算の有無の登録内容を確認してください。
PJ63	エラー	受付：激変緩和(特対)、事業運営安定化、新体系定着支援は請求不可	(1) 障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードに、特別対策費に関するサービスコード(特別対策事業の激変緩和加算、事業運営安定化、または新体系定着支援事業)の算定がある場合、受付年月が2013年12月以降である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PJ64	警告	※受付：有期・有目的期間について開始年月日から90日以内	(1) 点検対象の障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが有期・有目的(91日目から180日目)の本体報酬の算定がある場合、障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から91日目の年月の前月以前である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容、または障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PJ65	警告	※受付：有期・有目的期間(90日以内)の算定可能回数を超過	(1) 点検対象の障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが有期・有目的(最初の90日)の本体報酬であり、障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日の年月と同月の場合、有期・有目的の本体報酬の回数の和がサービス開始日等・開始年月日から月末までの日数を超えている。 (2) 点検対象の障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが有期・有目的(最初の90日)の本体報酬であり、障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から90日目の年月と同月の場合、有期・有目的の本体報酬の回数の和が当該月の1日から開始年月日より起算して90日目までの日数を超えている。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容、または障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PJ66	警告	※受付：有期・有目的期間について開始年月日から91日以上経過	(1) 点検対象の障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが有期・有目的(最初の90日)の本体報酬の場合、障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から90日目の年月の翌月以降である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容、または障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PJ67	警告	※受付：有期・有目的期間(180日以内)の算定可能回数を超過	(1) 点検対象の障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが有期・有目的(91日目から180日目)の本体報酬であり、障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から91日目の年月と同月の場合、有期・有目的の本体報酬の回数の和が開始年月日より起算して91日目から月末までの日数を超えている。 (2) 点検対象の障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが有期・有目的(91日目から180日目)の本体報酬であり、障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から180日目の年月と同月の場合、有期・有目的の本体報酬の回数の和が障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月の1日から開始年月日より起算して180日目までの日数を超えている。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容、または障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PJ68	警告	※受付：有期・有目的期間について開始年月日から181日以上経過	(1) 点検対象の障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードが有期・有目的(最初の90日、または91日目から180日目)の本体報酬の場合、障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日より起算して180日目の年月の翌月以降である。	・障害児給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードの設定内容、または障害児給付費等明細書情報(日数情報)のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PJ69	警告	※受付：有期・有目的期間（181日以上）の算定可能回数を超過	（1）点検対象の障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが有期・有目的（181日目以降）の本体報酬であり、障害児給付費等明細書情報（日数情報）のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から181日目の年月と同月の場合、有期・有目的の本体報酬の回数の和がサービス開始日等・開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超えている。	・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容、または障害児給付費等明細書情報（日数情報）のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PJ70	警告	※受付：指導員加配加算の算定要件が一致しません	（1）障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが指導員加配加算（児童指導員等の場合）の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する障害児施設台帳（サービス）の指導員加配加算の有無が「2：有り」、または「4：児童指導員等以外」である。 （2）障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが指導員加配加算（指導員の場合）の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する障害児施設台帳（サービス）の指導員加配加算の有無が「2：有り」、または「3：児童指導員等」である。	・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の指導員加配加算の有無の登録内容を確認してください。
PJ71	警告	※受付：有資格者配置されている事業所ではありません	（1）障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが有資格者を配置した場合の本体報酬の場合、障害児施設台帳（サービス）の有資格者配置の有無が、サービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の有資格者配置と異なる。	・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の有資格者配置の有無の登録内容を確認してください。
PJ72	警告	※受付：開所時間減算の請求ではありません	（1）サービス種類（サービスコードの上2桁）が「61：児童発達支援」、または「62：医療型発達支援」であり、かつ事業所番号及びサービス種類に対する障害児施設台帳（サービス）の開所時間減算の有無が「2：有り」の場合、障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の開所時間減算区分が「1：非該当」である。 （2）サービス種類（サービスコードの上2桁）が「63：放課後等デイサービス」、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）のサービス区分が「02：休業日に行う場合」であり、かつ事業所番号及びサービス種類に対する障害児施設台帳（サービス）の開所時間減算の有無が「2：有り」の場合、障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の開所時間減算区分が「1：非該当」である。	・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の開所時間減算の有無の登録内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PJ73	警告	※受付：開所時間による減算区分と一致していません	(1) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「61：児童発達支援」、または「62：医療型児童発達支援」であり、かつ障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の開所時間減算区分が「3：4時間未満」の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する障害児施設台帳（サービス）の開所時間減算区分が「2：4時間以上6時間未満」である。 (2) サービス種類（サービスコードの上2桁）が「63：放課後等デイサービス」、かつサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）のサービス区分が「02：休業日に行う場合」であり、かつ障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）の開所時間減算区分が「4：4時間以上6時間未満」の場合、事業所番号及びサービス種類（サービスコードの上2桁）に対する障害児施設台帳（サービス）の開所時間減算区分が「1：4時間未満」である。	・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の開所時間減算区分の登録内容を確認してください。
PJ74	警告	※受付：保育職員加配加算の算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが保育職員加配加算の場合、障害児施設台帳（サービス）の保育職員加配加算の有無が、「1：無し」である。	・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の保育職員加配加算の有無の登録内容を確認してください。
PJ75	エラー	受付：特定事業所加算の算定要件を満たしていません	(1) 障害児相談支援給付費等請求書情報（明細情報）のサービスコードが特定事業所加算を含む場合、障害児施設台帳（サービス）の相談支援特定事業所加算の有無が、「1：無し」である。	・障害児相談支援給付費等請求書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の相談支援特定事業所加算の有無の登録内容を確認してください。
PJ76	警告	※受付：専門訪問支援体制がある事業所ではありません	(1) 障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが専門職員が支援を行う場合の本体報酬の場合、障害児施設台帳（サービス）の専門訪問支援員体制の有無が、「1：無し」である。	・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の専門訪問支援員体制の有無の登録内容を確認してください。
PJ77	警告	※受付：重度障害児支援加算（強度行動）算定要件を満たしていません	(1) 障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが重度障害児支援加算（強度行動）の場合、障害児施設台帳（サービス）の重度障害児支援加算（強度行動障害）の有無が、「1：無し」である。	・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に障害児施設台帳（サービス）の重度障害児支援加算（強度行動障害）の有無の登録内容を確認してください。
PJ78	警告	※受付：有期・有目的期間について開始年月日から180日以内	(1) 点検対象の障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードが有期・有目的（181日目以降）の本体報酬の場合、障害児給付費等明細書情報（日数情報）のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日より起算して181日目の年月の前月以前である。	・障害児給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードの設定内容、または障害児給付費等明細書情報（日数情報）のサービス提供年月及びサービス開始日等・開始年月日の設定内容を確認してください。
PP01	警告	※支給量：上限額管理結果が上限額管理結果票と明細書で不一致	(1) 点検対象の介護給付費等明細書情報（基本情報）の管理結果が、利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果と異なる。	・介護給付費等明細書情報（基本情報）の管理結果及び利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PP02	警告	※支給量：利用者負担額が上限額管理結果票と明細書で不一致	<p>(1) 介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所の管理結果が「2」、または「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が設定されており、かつ利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限月額が介護給付費等明細書情報（基本情報）のA型減免・減免後利用者負担額以上の場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額と介護給付費等明細書情報（基本情報）のA型減免・減免後利用者負担額が異なる。</p> <p>(2) 介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所の管理結果が「2」、または「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が設定されており、かつ利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限月額が介護給付費等明細書情報（基本情報）のA型減免・減免後利用者負担額より小さい場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額と介護給付費等明細書情報（基本情報）の調整後利用者負担額が異なる。</p> <p>(3) 介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所の管理結果が「2」、または「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が未設定であり、かつ利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限月額が介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限月額調整（①②の内少ない数）以上の場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額と介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限月額調整（①②の内少ない数）が異なる。</p> <p>(4) 介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限額管理事業所の管理結果が「2」、または「3」であり、かつA型減免・事業者減免額が未設定であり、かつ利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限月額が介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限月額調整（①②の内少ない数）より小さい場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額と介護給付費等明細書情報（基本情報）の調整後利用者負担額が異なる。</p>	<p>・介護給付費等明細書情報（基本情報）の上限月額調整（①②の内少ない数）、A型減免・減免後利用者負担額及び調整後利用者負担額の設定内容を確認してください。</p> <p>または、利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限月額、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額の設定内容を確認してください。</p>
PP03	警告	※支給量：合計算定時間数が実績記録票と明細書で不一致	<p>(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計算定時間数計が、様式種別番号に対応する介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードより算出したサービス提供量と異なる。</p>	<p>・「サービス提供実績記録票情報（基本情報）の様式種別番号に対応する介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードから求めた決定サービスコード毎のサービス提供量と、サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計算定時間数計の設定内容を確認してください。</p>
PP04	警告	※支給量：サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過	<p>(1) 『介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス提供年月、市町村番号、受給者証番号及びサービスコードに対する決定サービスコードが等しい支払済の介護給付費等明細書情報（明細情報）を含めて算出したサービス提供量の合計』と、『介護給付費等明細書情報（契約情報）のサービス提供年月、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい支払済の介護給付費等明細書情報（契約情報）を含めて算出した契約支給量の合計』が、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きい。</p>	<p>・介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容、介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量の設定内容及び受給者台帳（支給決定）の決定支給量の登録内容を確認してください。</p>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PP05	警告	※支給量：サービス量の契約量超過、総サービス量決定支給量超過	(1) 『介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス提供年月、市町村番号、受給者証番号及びサービスコードに対する決定サービスコードが等しい支払済の介護給付費等明細書情報（明細情報）を含めて算出したサービス提供量の合計』が、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きく、かつ『介護給付費等明細書情報（契約情報）のサービス提供年月、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい支払済の介護給付費等明細書情報（契約情報）を含めて算出した契約支給量の合計』が、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい受給者台帳（支給決定）の決定支給量以下の場合、『介護給付費等明細書情報（明細情報）より算出したサービス提供量』が、『介護給付費等明細書情報（契約情報）より算出した契約支給量』より大きい。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容、介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量の設定内容及び受給者台帳（支給決定）の決定支給量の登録内容を確認してください。
PP06	警告	※支給量：サービス量は契約量以内、総サービス量決定支給量超過	(1) 『介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス提供年月、市町村番号、受給者証番号及びサービスコードに対する決定サービスコードが等しい支払済の介護給付費等明細書情報（明細情報）を含めて算出したサービス提供量の合計』が、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きく、かつ『介護給付費等明細書情報（契約情報）のサービス提供年月、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい支払済の介護給付費等明細書情報（契約情報）を含めて算出した契約支給量の合計』が、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい受給者台帳（支給決定）の決定支給量以下の場合、『介護給付費等明細書情報（明細情報）より算出したサービス提供量』が、『介護給付費等明細書情報（契約情報）より算出した契約支給量』以下である。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容、介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量の設定内容及び受給者台帳（支給決定）の決定支給量の登録内容を確認してください。
PP08	エラー	支給量：管理結果票に存在しない事業所の明細書がありません	(1) 点検対象の利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の上限額管理結果票情報作成区分コードが「1：新規」、または「2：修正」の場合、サービス提供年月、市町村番号及び受給者証番号が等しい介護給付費等明細書情報（基本情報）が存在するが、介護給付費等明細書情報（基本情報）の事業所番号と等しい事業所番号の情報が、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）に存在しない。	・利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）及び介護給付費等明細書情報（基本情報）の設定内容を確認してください。
PP09	警告	※支給量：総費用額が上限額管理結果票と明細書で不一致	(1) 利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）の利用者負担上限額管理結果が「2」、または「3」の場合、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の事業所番号と等しい介護給付費等明細書情報（基本情報）の請求額集計欄合計総費用額が、利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額集計・調整欄総費用額と異なる。	・介護給付費等明細書情報（基本情報）の請求額集計欄合計総費用額及び利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）の利用者負担額集計・調整欄総費用額の設定内容を確認してください。
PP10	警告	※支給量：合計算定日数（日）が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが短期入所である介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の合計が、短期入所サービス提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・合計算定日数（日）と異なる。	・サービスコードが短期入所である介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数及びサービス提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・合計算定日数（日）の設定内容を確認してください。



エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PP11	警告	※支給量：送迎加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが送迎加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・実績送迎加算(回)」と異なる。	・サービスコードが送迎加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・実績送迎加算(回)」の設定内容を確認してください。
PP12	警告	※支給量：管理結果利用者負担が管理結果票と明細書で不一致	(1) 利用者負担上限額管理結果票情報(明細情報)のサービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号と等しい介護給付費等明細書情報(基本情報)の請求額集計欄合計決定利用者負担額が、利用者負担上限額管理結果票情報(明細情報)の利用者負担額集計・調整欄管理結果後利用者負担額と異なる。	・介護給付費等明細書情報(基本情報)の請求額集計欄合計決定利用者負担額及び利用者負担上限額管理結果票情報(明細情報)の利用者負担額集計・調整欄管理結果後利用者負担額の設定内容を確認してください。
PP14	警告	※支給量：利用日数が原則日数の総和を超過しています	(1) 介護給付費等明細書情報(集計情報)の利用日数管理票欄のいずれかの項目が設定されている場合、利用日数管理票・対象期間(開始)から対象期間(終了)までの期間に該当する受給者台帳(支給決定)の決定支給期間内のサービス提供量の合計が、各月の日数から8日を控除した日数の合計より大きい。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)の回数、介護給付費等明細書情報(集計情報)の利用日数管理票・対象期間(開始)、対象期間(終了)の設定内容及び受給者台帳(支給決定)の決定支給期間(開始年月日)、決定支給期間(終了年月日)の登録内容を確認してください。
PP15	警告	※支給量：明細書のサービスに該当する実績記録票がありません	(1) 介護給付費等明細書情報(集計情報)のサービス提供年月、市町村番号、事業所番号、受給者証番号及びサービス種類コードに該当する様式種別番号と等しいサービス提供実績記録票情報(基本情報)が存在しない。	・介護給付費等明細書情報(集計情報)及びサービス提供実績記録票情報(基本情報)の設定内容を確認してください。
PP16	警告	※支給量：実費算定額が実績記録票と明細書で不一致	(1) 介護給付費等明細書情報(集計情報)の特定障害者特別給付費・実費算定額が0より大きい場合、特定障害者特別給付費・実費算定額が、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の実費算定の合計・実費合計額(円)と異なる。	・介護給付費等明細書情報(集計情報)の特定障害者特別給付費・実費算定額及びサービス提供実績記録票情報(基本情報)の実費算定の合計・実費合計額(円)の設定内容を確認してください。
PP19	エラー	支給量：実績記録票に該当するサービスが明細書にありません	(1) サービス提供実績記録票情報(基本情報)のサービス提供年月、市町村番号、事業所番号、受給者証番号及び様式種別番号に該当するサービス種類コードと等しい介護給付費等明細書情報(集計情報)が存在しない。	・介護給付費等明細書情報(集計情報)及びサービス提供実績記録票情報(基本情報)の設定内容を確認してください。
PP20	警告	※支給量：明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	(1) 点検対象の介護給付費等明細書情報(基本情報)の管理結果が設定されている場合、サービス提供年月、市町村番号及び受給者証番号が等しく、かつ合計・総費用額が0円より大きい利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)及び事業所番号が等しい利用者負担上限額管理結果票情報(明細情報)が存在しない。	・介護給付費等明細書情報(基本情報)、利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)及び利用者負担上限額管理結果票情報(明細情報)の設定内容を確認してください。
PP22	警告	※支給量：食事提供加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが食事提供体制加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・食事提供加算(回)」と異なる。	・サービスコードが食事提供体制加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・食事提供加算(回)」の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PP23	警告	※支給量：入院時支援特別加算回数を実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが入院時支援特別加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・入院時支援特別加算(回)(算定回数)」と異なる。	・サービスコードが入院時支援特別加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・入院時支援特別加算(回)(算定回数)」の設定内容を確認してください。
PP24	警告	※支給量：帰宅時支援加算の回数を実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが帰宅時支援加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・帰宅時支援加算(回)(算定回数)」と異なる。	・サービスコードが帰宅時支援加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・帰宅時支援加算(回)(算定回数)」の設定内容を確認してください。
PP26	警告	※支給量：夜間支援体制加算の回数を実績記録票と明細書で不一致	(1) サービス提供年月が2012年3月以前の場合、サービスコードが夜間支援体制加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・夜間支援体制加算(回)」と異なる。 (2) サービス提供年月が2012年4月以降の場合、サービスコードが夜間支援体制加算(I)である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報(明細情報)の「夜間支援体制加算」が「1」である行数と異なる。	・サービスコードが夜間支援体制加算(I)、夜間支援体制加算(II)、夜間支援体制加算、または小規模事業夜間支援体制加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・夜間支援体制加算(回)」またはサービス提供実績記録票情報(明細情報)の「夜間支援体制加算」の設定内容を確認してください。
PP28	警告	※支給量：初期加算の日数が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが初期加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「初期加算・当月算定日数(日)」と異なる。	・サービスコードが初期加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「初期加算・当月算定日数(日)」の設定内容を確認してください。
PP30	警告	※支給量：通所型(回数)が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが通所型である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・通所型(回)」と異なる。	・サービスコードが通所型のサービスコードである介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・通所型(回)」の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PP39	警告	※支給量：移動介護分の回数 が実績記録票と明細書で不一致	<p>(1) サービス提供年月が2009年3月以前の場合、サービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号が等しい介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）より算出した「サービス提供量（介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」×単位数表マスタ（請求）の移動介護加算区分）」と、重度訪問介護サービス提供実績記録票情報（様式3-2）（基本情報）の「提供実績の合計・算定移動介護分」が異なる。</p> <p>(2) サービス提供年月が2009年4月以降、かつ重度訪問介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・算定移動介護分」が100時間を超える場合、サービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号が等しい介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）より算出した「サービス提供量（介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」×単位数表マスタ（請求）の「サービス提供時間数）」の値と、重度訪問介護サービス提供実績記録票情報（様式3-1）（明細情報）の「移動×派遣人数」の合計が異なる。</p> <p>(3) サービス提供年月が2009年4月以降の場合、かつ重度訪問介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・算定移動介護分」が100時間を超えない場合、サービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号が等しい介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービスコードに対する単位数表マスタ（請求）より算出した「サービス提供量（介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」×単位数表マスタ（請求）の「サービス提供時間数）」の値と、重度訪問介護サービス提供実績記録票情報（様式3-1）（基本情報）の「提供実績の合計・算定移動介護分」が異なる。</p>	<p>・重度訪問介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）、重度訪問介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）及び対応する介護給付費等明細書情報（明細情報）の設定内容を確認してください。</p>
PP40	警告	※支給量：サービス提供量が 契約支給量を超えています	<p>(1) 『介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス提供年月、市町村番号、受給者証番号及びサービスコードに対する決定サービスコードが等しい支払済の介護給付費等明細書情報（明細情報）を含めて算出したサービス提供量の合計』が、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい受給者台帳（支給決定）の決定支給量以下であり、かつ『介護給付費等明細書情報（契約情報）のサービス提供年月、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい支払済の介護給付費等明細書情報（契約情報）を含めて算出した契約支給量の合計』以下の場合、介護給付費等明細書情報（明細情報）のサービス提供量が、介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量より大きい。</p>	<p>・介護給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容、介護給付費等明細書情報（契約情報）の契約支給量の設定内容及び受給者台帳（支給決定）の決定支給量の登録内容を確認してください。</p>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PP41	警告	※支給量：明細書の入院・外泊時加算回数が実績記録票を超過	<p>(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・入院・外泊時加算（回）」が「8（回）」以下の場合、サービスコードが入院・外泊時加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・入院・外泊時加算（回）」より大きい。</p> <p>(2) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・入院・外泊時加算（回）」が「8（回）」より大きい場合、サービスコードが長期入院等支援加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・入院・外泊時加算（回）」から8を引いた回数より大きい。</p> <p>(3) サービスコードが入院・外泊時加算（I）である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報（明細情報）の「入院・外泊時加算」が「1」である行数より大きい。</p>	・サービスコードが入院・外泊時加算、または長期入院等支援加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・入院・外泊時加算（回）」、またはサービス提供実績記録票情報（明細情報）の「入院・外泊時加算」の設定内容を確認してください。
PP42	警告	※支給量：入院・外泊時加算の回数が正しく設定されていません	<p>(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・入院・外泊時加算（回）」が「8（回）」以下の場合、サービスコードが長期入院等支援加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、「0（回）」より大きい。</p> <p>(2) 障害児施設支援（入所）提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・入院・外泊時加算（回）」が「8（回）」より大きく、「12（回）」以下の場合、サービスコードが長期入院等支援加算である障害児給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、「0（回）」より大きい。</p>	・サービスコードが入院・外泊時加算、または長期入院等支援加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・入院・外泊時加算（回）」の設定内容を確認してください。
PP45	警告	※支給量：サービス提供量の合計が決定支給量を超えています	(1) 『地域生活支援事業給付費等明細書情報（明細情報）のサービス提供年月、市町村番号、受給者証番号及びサービスコードに対する決定サービスコードが等しい支払済の地域生活支援事業給付費等明細書情報（明細情報）を含めて算出したサービス提供量の合計』が、市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードが等しい地域生活支援受給者台帳（支給決定）の決定支給量より大きい。	・地域生活支援事業給付費等明細書情報（明細情報）の回数の設定内容及び地域生活支援事業受給者台帳（支給決定）の決定支給量の登録内容を確認してください。
PP46	警告	※支給量：欠席時対応加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが欠席時対応加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、サービス提供の状況が「8：欠席（欠席時対応加算）」であるサービス提供実績記録票情報（明細情報）の明細数の合計と異なる。	・サービスコードが欠席時対応加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計と、サービス提供の状況が「8：欠席（欠席時対応加算）」であるサービス提供実績記録票情報（明細情報）の設定内容を確認してください。
PP47	警告	※支給量：土日等日中支援加算回数が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが土日等日中支援加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・合計算定日数（日）」と異なる。	・サービスコードが土日等日中支援加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報（基本情報）の「提供実績の合計・合計算定日数（日）」の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PP50	警告	※支給量：夜間防災体制加算等の回数が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービス提供年月が2012年3月以前の場合、サービスコードが夜間防災体制加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・夜間支援体制加算(回)」と異なる。 (2) サービス提供年月が2012年4月以降の場合、サービスコードが夜間防災・緊急時支援体制加算(I)である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供実績記録票情報(明細情報)の「夜間支援体制加算」が「1」、または「3」である行数と異なる。	・サービスコードが夜間防災体制加算、または夜間防災・緊急時支援体制加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報(基本情報)の「提供実績の合計・夜間支援体制加算(回)」、またはサービス提供実績記録票情報(明細情報)の「夜間支援体制加算」の設定内容を確認してください。
PP51	警告	※支給量：特定障害者特別給付費・給付費請求額の合計が上限額を超過	(1) 介護給付費等明細書情報(集計情報)の特定障害者特別給付費・給付費請求額の合計が、助成上限額(10,000円)より大きい。	・介護給付費等明細書情報(集計情報)の特定障害者特別給付費・給付費請求額の設定内容を確認してください。
PP52	警告	※支給量：体験利用加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが地域移行体験利用加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供の状況が「1：体験利用」である地域移行支援提供実績記録票情報(明細情報)の明細数の合計と異なる。	・サービスコードが地域移行体験利用加算である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供の状況が「1：体験利用」である地域移行支援提供実績記録票情報(明細情報)の設定内容を確認してください。
PP53	警告	※支給量：体験宿泊加算Ⅰの回数が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが地域移行体験宿泊加算Ⅰである介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供の状況が「2：体験宿泊Ⅰ」である地域移行支援提供実績記録票情報(明細情報)の明細数の合計と異なる。	・サービスコードが地域移行体験宿泊加算Ⅰである介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供の状況が「2：体験宿泊Ⅰ」である地域移行支援提供実績記録票情報(明細情報)の設定内容を確認してください。
PP54	警告	※支給量：体験宿泊加算Ⅱの回数が実績記録票と明細書で不一致	(1) サービスコードが地域移行体験宿泊加算Ⅱである介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供の状況が「3：体験宿泊Ⅱ」である地域移行支援提供実績記録票情報(明細情報)の明細数の合計と異なる。	・サービスコードが地域移行体験宿泊加算Ⅱである介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供の状況が「3：体験宿泊Ⅱ」である地域移行支援提供実績記録票情報(明細情報)の設定内容を確認してください。
PP55	警告	※支給量：集中支援加算の算定要件の回数を満たしていません	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)に地域移行集中支援加算のサービスコードが存在する場合、地域移行支援提供実績記録票情報(基本情報)の提供実績の合計・合計算定日数(日)が6(日)より小さい。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコード及び地域移行支援提供実績記録票情報(基本情報)の提供実績の合計・合計算定日数(日)の設定内容を確認してください。
PP56	警告	※支給量：退院・退所月加算が実績記録票と明細書で不一致	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)に地域移行退院・退所月加算のサービスコードが存在する場合、地域移行支援提供実績記録票情報(基本情報)の地域移行加算・退所日(年月日)が設定されていない。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコード及び地域移行支援提供実績記録票情報(基本情報)の地域移行加算・退所日(年月日)の設定内容を確認してください。
PP57	警告	※支給量：緊急時支援の回数が実績記録票と明細で不一致	(1) サービスコードが緊急時支援である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計が、サービス提供の状況が「1：緊急時支援」である地域定着支援提供実績記録票情報(明細情報)の明細数の合計と異なる。	・サービスコードが緊急時支援である介護給付費等明細書情報(明細情報)の「回数」の合計と、サービス提供の状況が「1：緊急時支援」である地域定着支援提供実績記録票情報(明細情報)の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PP59	警告	※支給量：合計算定日数（日）が正しく設定されていません	（１）介護給付費等明細書情報（明細情報）の地域移行の「回数」の合計が0より大きい場合、地域移行支援提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・合計算定日数（日）が2（日）より小さい。	・介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計と、地域移行支援提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・合計算定日数（日）の設定内容を確認してください。
PP61	警告	※支給量：授業の終了後に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	（１）サービスコードが授業の終了後に支援を行った場合に算定するサービスコードである障害児給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、提供形態が「1：授業の終了後に行う場合」である放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の明細数の合計と異なる。	・サービスコードが授業の終了後に支援を行った場合に算定するサービスコードである障害児給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計と、提供形態が「1：授業の終了後に行う場合」である放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の設定内容を確認してください。
PP62	警告	※支給量：休業日に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	（１）サービスコードが休業日に支援を行った場合に算定するサービスコードである障害児給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、提供形態が「2：休業日に行う場合」である放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の明細数の合計と異なる。	・サービスコードが休業日に支援を行った場合に算定するサービスコードである障害児給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計と、提供形態が「2：休業日に行う場合」である放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の設定内容を確認してください。
PP63	警告	※支給量：移行準備支援体制加算Ⅰの回数が実績記録と明細書で不一致	（１）サービスコードが移行準備支援体制加算（Ⅰ）である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）の「施設外支援」が「1：移行準備支援体制加算（Ⅰ）」である明細数の合計と異なる。	・サービスコードが移行準備支援体制加算（Ⅰ）である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計と、就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）の「施設外支援」の設定内容を確認してください。
PP64	警告	※支給量：移行準備支援体制加算Ⅱの回数が実績記録と明細書で不一致	（１）サービスコードが移行準備支援体制加算（Ⅱ）である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）の「施設外支援」が「2：移行準備支援体制加算（Ⅱ）」である明細数の合計と異なる。	・サービスコードが移行準備支援体制加算（Ⅱ）である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計と、就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）の「施設外支援」の設定内容を確認してください。
PP65	警告	※支給量：夜間支援等体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	（１）サービス提供年月が2014年4月以降の場合、サービスコードが夜間支援等体制加算（Ⅰ）である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）の「夜間支援体制加算」が「1」である行数と異なる。 （２）サービス提供年月が2015年4月以降の場合、サービスコードが夜間支援等体制加算（Ⅰ）である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計が、宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票情報（明細情報）の「夜間支援体制加算」が「1」である行数と異なる。	・サービスコードが夜間支援等体制加算である介護給付費等明細書情報（明細情報）の「回数」の合計と、サービス提供実績記録票情報（明細情報）の「夜間支援体制加算」の設定内容を確認してください。
PP66	警告	※支給量：入院、外泊時に受託居宅介護サービスの提供があります	（１）共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）のサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、または「5：外泊→入院」の場合、共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-2）（明細情報）に同一日付のレコードが存在する。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）のサービス提供の状況と、共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-2）（明細情報）の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PP67	警告	※支給量：退居日の翌日以降に受託居宅介護サービスの提供があります	(1) 共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所日(年月日)が設定されている場合、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(明細情報)に地域移行加算・退所日(年月日)の翌日以降の情報が存在している。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の地域移行加算・退所日(年月日)と、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(明細情報)の日付の設定内容を確認してください。
PP68	警告	※支給量：共同生活援助の様式18-1がありません	(1) 共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(基本情報)のサービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)が存在しない。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1、様式18-2)(基本情報)の設定内容を確認してください。
PP69	警告	※支給量：受託居宅介護サービスの提供日が様式18-1にありません	(1) 共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(明細情報)の日付と同一日付の共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(明細情報)が存在しない。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1、様式18-2)(明細情報)の日付の設定内容を確認してください。
PP70	警告	※支給量：明細書のサービスに該当する様式18-1がありません	(1) サービス提供年月が2014年4月以降において、介護給付費等明細書情報(集計情報)のサービス種類コードが「33：共同生活援助」、かつ介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードに受託居宅介護サービス費以外の算定がある場合、サービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)が存在しない。	・介護給付費等明細書情報(明細情報、集計情報)及び共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)の設定内容を確認してください。
PP71	警告	※支給量：明細書のサービスに該当する様式18-2がありません	(1) サービス提供年月が2014年4月以降において、介護給付費等明細書情報(集計情報)のサービス種類コードが「33：共同生活援助」、かつ介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコードに受託居宅介護サービス費の算定がある場合、サービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(基本情報)が存在しない。	・介護給付費等明細書情報(明細情報、集計情報)及び共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(基本情報)の設定内容を確認してください。
PP72	警告	※支給量：支給決定期間中の算定可能回数を超過しています	(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービス提供年月が2015年4月以降で、決定支給期間内のサービス提供年月における『事業所番号、市町村番号及び受給者証番号が等しい支払済の介護給付費等明細書情報(明細情報)を含めて算出した、同一の支給決定期間中の算定回数に制限があるサービスコードの算定回数の合計』が、『単位数表マスタ(請求)の特別算定回数制限』を超過している。	・介護給付費等明細書情報(明細情報)の回数の設定内容を確認してください。
PS01	エラー	受付：身体介護-1・2級ヘルパー等時間数が合計不一致	(1) サービス内容が「111000：居宅介護身体介護決定」であり、かつヘルパー資格が「11：初任者等」であり、かつ前月からの継続サービスが「1」以外である居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)の「算定時間数×派遣人数」の合計が、居宅介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)の合計1・内訳100%と異なる。	・居宅介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)の合計1・内訳100%、または居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)のサービス内容、ヘルパー資格、算定時間数、派遣人数及び前月からの継続サービスの設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PS09	エラー	受付：家事援助－1・2級ヘルパー等時間数が合計不一致	(1) サービス内容が「112000：居宅介護家事援助決定」であり、かつヘルパー資格が「11：初任者等」であり、かつ前月からの継続サービスが「1」以外である居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の「算定時間数×派遣人数」の合計が、居宅介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計3・内訳100%と異なる。	・居宅介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計3・内訳100%、または居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス内容、ヘルパー資格、算定時間数、派遣人数及び前月からの継続サービスの設定内容を確認してください。
PS29	エラー	受付：開始時間と終了時間の関係が不正です	(1) サービス提供実績記録票情報（明細情報）の開始時間が未設定である。 (2) サービス提供実績記録票情報（明細情報）の開始時間が設定されている場合、終了時間が未設定である。 (3) サービス提供実績記録票情報（明細情報）の終了時間が設定されている場合、開始時間が未設定である。 (4) サービス提供実績記録票情報（明細情報）の訪問支援特別加算（サービス提供時間数）が0より大きい場合、開始時間、または終了時間が未設定である。 (5) サービス提供実績記録票情報（明細情報）の家庭連携加算（サービス提供時間数）が0より大きい場合、開始時間、または終了時間が未設定である。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の開始時間及び終了時間の設定内容を確認してください。
PS30	警告	※受付：算定時間数の計算値が不正です	(1) 居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数が、開始時間と終了時間の差の総和（0.5時間未満は繰上げ）と異なる。 (2) 居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）が日またがりとなり、一連のサービスとして作成されていない。 (3) 行動援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数が単位数表マスタ（請求）の上限時間を超えている。 (4) 行動援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数が単位数表マスタ（請求）の上限時間と等しい場合、開始時間と終了時間の差の総和（0.5時間未満は繰上げ）が、単位数表マスタ（請求）の上限時間より小さい。 (5) 行動援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数が単位数表マスタ（請求）の上限時間より小さい場合、算定時間数が、開始時間と終了時間の差の総和（0.5時間未満は繰上げ）と異なる。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供通番、開始時間、終了時間及び算定時間数の設定内容を確認してください。
PS33	警告	※受付：終了時間が不正または形式に誤りがあります	(1) サービス提供実績記録票情報（明細情報）の終了時間の形式が正しくない。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の終了時間の設定内容を確認してください。
PS39	警告	※受付：食費の単価が正しく設定されていません	(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無が「2：有り」の場合、補足給付関係情報・食費の単価朝食（円/日）、昼食（円/日）、夕食（円/日）及び食費の単価一日（円/日）がすべて0、または未設定である。	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無、食費の単価朝食（円/日）、昼食（円/日）、夕食（円/日）及び一日（円/日）の設定内容を確認してください。



エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PS40	警告	※受付：光熱水費の単価が正しく設定されていません	<p>(1) サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無が「2：有り」の場合、補足給付関係情報・光熱水費の単価一日（円／日）及び光熱水費の単価一月（円／月）が共に0、または未設定である。</p> <p>(2) サービス提供実績記録票情報（明細情報）の実費算定・光熱水費が「1」であり、かつサービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無が「2：有り」の場合、補足給付関係情報・光熱水費の単価一月（円／月）及び補足給付関係情報・光熱水費の単価一日（円／日）が共に0、または未設定である。</p>	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報及びサービス提供実績記録票情報（明細情報）の実費算定・光熱水費の設定内容を確認してください。
PS47	警告	※受付：各小計 食事の小計値が明細合計と一致しません	<p>(1) 補足給付関係情報・食費の単価一日（円／日）が未設定の場合、実費算定の合計・各小計食事（円）が明細の食費の合計（（補足給付関係情報・食費の単価朝食（円／日）×実費算定の合計・朝食（回））＋（補足給付関係情報・食費の単価昼食（円／日）×実費算定の合計・昼食（回））＋（補足給付関係情報・食費の単価夕食（円／日）×実費算定の合計・夕食（回）））と異なる。</p> <p>(2) 補足給付関係情報・食費の単価一日（円／日）が0より大きい場合、実費算定の合計・各小計食事（円）が明細の食費の合計（補足給付関係情報・食費の単価一日（円／日）×（明細情報の実費算定・朝食、昼食、夕食のいずれかが1である明細情報の件数））と異なる。</p>	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報及び実費算定の合計の設定内容を確認してください。
PS48	警告	※受付：各小計 光熱水費の小計値が明細合計と一致しません	<p>(1) 補足給付関係情報・光熱水費の単価一月（円／月）が未設定の場合、実費算定の合計・各小計光熱水費（円）が明細の光熱水費の合計（補足給付関係情報・光熱水費の単価一日（円／日）×実費算定の合計・光熱水費（回））と異なる。</p> <p>(2) 補足給付関係情報・光熱水費の単価一月（円／月）及び実費算定の合計・光熱水費（回）が0より大きい場合、実費算定の合計・各小計光熱水費（円）が補足給付関係情報・光熱水費の単価一月（円／月）と異なる。</p> <p>(3) 補足給付関係情報・光熱水費の単価一月（円／月）が0より大きい、かつ実費算定の合計・光熱水費（回）が未設定の場合、実費算定の合計・各小計光熱水費（円）が0より大きい。</p>	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報及び実費算定の合計の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PS51	警告	※受付：入所時特別支援加算・当月算定日数（日）が不正です	<p>(1) 入所時特別支援加算・利用開始日（年月日）、または入所時特別支援加算・30日目（年月日）が未設定である。</p> <p>(2) 入所時特別支援加算・利用開始日（年月日）の年月及び入所時特別支援加算・30日目（年月日）の年月がサービス提供年月と等しい場合、入所時特別支援加算・当月算定日数（日）が、『入所時特別支援加算・30日目（年月日）－入所時特別支援加算・利用開始日（年月日）＋1日』の日数より大きい。</p> <p>(3) 入所時特別支援加算・利用開始日（年月日）の年月がサービス提供年月と等しく、かつ入所時特別支援加算・30日目（年月日）の年月がサービス提供年月より後の場合、入所時特別支援加算・当月算定日数（日）が、『サービス提供年月の暦日数－入所時特別支援加算・利用開始日（年月日）＋1日』の日数より大きい。</p> <p>(4) 入所時特別支援加算・利用開始日（年月日）の年月がサービス提供年月より前であり、かつ入所時特別支援加算・30日目（年月日）の年月がサービス提供年月と等しい場合、入所時特別支援加算・当月算定日数（日）が、入所時特別支援加算・30日目（年月日）の日付より大きい。</p> <p>(5) 入所時特別支援加算・利用開始日（年月日）の年月がサービス提供年月より前であり、かつ入所時特別支援加算・30日目（年月日）の年月がサービス提供年月より後の場合、入所時特別支援加算・当月算定日数（日）が、サービス提供年月の暦日数より大きい。</p> <p>(6) 入所時特別支援加算・30日目（年月日）の年月が、サービス提供年月より前である。</p> <p>(7) 入所時特別支援加算・利用開始日（年月日）の年月が、サービス提供年月より後である。</p>	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の入所時特別支援加算・利用開始日（年月日）、30日目（年月日）及び当月算定日数（日）の設定内容を確認してください。
PS61	エラー	受付：算定時間数計が明細合計と一致しません	(1) サービス提供実績記録票情報（明細情報）の「算定時間数×派遣人数」の合計が、サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計1・合計算定時間数計と異なる。	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計1・合計算定時間数計、またはサービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数及び派遣人数の設定内容を確認してください。
PS63	エラー	受付：施設外支援 当月が施設外支援 累計を超えています	(1) 提供実績の合計・施設外支援累計（日／180日）の値が、提供実績の合計・施設外支援当月（日）の値より小さい。	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・施設外支援当月（日）及び提供実績の合計・施設外支援累計（日／180日）の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PS83	警告	※受付：重度包括・1日計が重度包括・単位数の集計と不一致です	<p>(1) 同日内にサービス内容が「24：短期入所」、「31：共同生活介護」、または「33：共同生活援助」である情報が存在しない場合、開始時間が最も遅い情報の重度包括・1日計が、すべての情報の重度包括・単位数の合計と異なる。</p> <p>(2) サービス提供年月が2014年3月以前で、同日内にサービス内容が「24：短期入所」、または「31：共同生活介護」である情報が存在する場合、サービス内容が「24：短期入所」、または「31：共同生活介護」である情報の重度包括・1日計が、すべての情報の重度包括・単位数の合計と異なる。</p> <p>(3) サービス提供年月が2014年4月以降で、同日内にサービス内容が「24：短期入所」、または「33：共同生活援助」である情報が存在する場合、サービス内容が「24：短期入所」、または「33：共同生活援助」である情報の重度包括・1日計が、すべての情報の重度包括・単位数の合計と異なる。</p>	・重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報（明細情報）の重度包括・単位数及び重度包括・1日計の設定内容を確認してください。
PS86	警告	※受付：入院または外泊時に夕食が提供されています	(1) 実費算定・夕食が「1」であり、かつ入院・外泊時加算が未設定であり、かつ日付がサービス提供年月の初日及び末日以外であり、かつサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」のいずれかの場合、前日及び翌日のサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」、「6：入院→共同生活住居に戻る→外泊」、「7：外泊→共同生活住居に戻る→入院」のいずれかである。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の日付、実費算定・夕食、入院・外泊時加算及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PS87	警告	※受付：入院または外泊時に光熱水費の単価が提供されています	(1) 実費算定・光熱水費が「1」であり、かつ入院・外泊時加算が未設定であり、かつ日付がサービス提供年月の初日及び末日以外であり、かつサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」のいずれかの場合、前日及び翌日のサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」、「6：入院→共同生活住居に戻る→外泊」、「7：外泊→共同生活住居に戻る→入院」のいずれかである。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の日付、実費算定・光熱水費、入院・外泊時加算及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PS88	警告	※受付：帰宅時支援加算が算定可能回数を超えています	(1) 提供実績の合計・帰宅時支援加算（回）（算定回数）が、単位数表マスタ（請求）の算定回数制限より大きい。	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・帰宅時支援加算（回）（算定回数）の設定内容を確認してください。
PS93	エラー	受付：食事提供加算対象外の事業所です	(1) 提供実績の合計・食事提供加算（回）が設定されている場合、事業所番号及びサービス種類コード（サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード）が等しい事業所台帳（サービスの食事提供体制加算の有無が「1：無し」である。	<p>・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・食事提供加算（回）の設定内容を確認してください。</p> <p>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の食事提供体制加算の有無の登録内容を確認してください。</p>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PS94	警告	※受付：初期加算・当月算定日数（日）が不正です	<p>(1) 初期加算・利用開始日（年月日）、または初期加算・30日目（年月日）が未設定である。</p> <p>(2) 初期加算・利用開始日（年月日）の年月及び初期加算・30日目（年月日）の年月がサービス提供年月と等しい場合、初期加算・当月算定日数（日）が、『初期加算・30日目（年月日）－初期加算・利用開始日（年月日）＋1日』の日数より大きい。</p> <p>(3) 初期加算・利用開始日（年月日）の年月がサービス提供年月と等しく、かつ初期加算・30日目（年月日）の年月がサービス提供年月より後の場合、初期加算・当月算定日数（日）が、『サービス提供年月の暦日数－初期加算・利用開始日（年月日）＋1日』の日数より大きい。</p> <p>(4) 初期加算・利用開始日（年月日）の年月がサービス提供年月より前であり、かつ初期加算・30日目（年月日）の年月がサービス提供年月と等しい場合、初期加算・当月算定日数（日）が、初期加算・30日目（年月日）の日付より大きい。</p> <p>(5) 初期加算・利用開始日（年月日）の年月がサービス提供年月より前であり、かつ初期加算・30日目（年月日）の年月がサービス提供年月より後の場合、初期加算・当月算定日数（日）が、サービス提供年月の暦日数より大きい。</p> <p>(6) 初期加算・30日目（年月日）の年月が、サービス提供年月より前である。</p> <p>(7) 初期加算・利用開始日（年月日）の年月が、サービス提供年月より後である。</p>	<p>・サービス提供実績記録票情報（基本情報）のサービス提供年月、初期加算・利用開始日（年月日）、初期加算・30日目（年月日）及び初期加算・当月算定日数（日）の設定内容を確認してください。</p>
PT33	警告	※受付：入院・外泊時加算とサービス提供状況の関係が不正です	<p>(1) 入院・外泊時加算が「1」の場合、サービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」以外である。</p> <p>(2) 入院・外泊時加算が「1」であり、かつ日付がサービス提供年月の初日以外の場合、前日のサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」、「6：入院→共同生活住居に戻る→外泊」、「7：外泊→共同生活住居に戻る→入院」以外である。</p> <p>(3) 入院・外泊時加算が「1」であり、かつ日付がサービス提供年月の末日以外の場合、翌日のサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」、「6：入院→共同生活住居に戻る→外泊」、「7：外泊→共同生活住居に戻る→入院」以外である。</p>	<p>・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の日付、入院・外泊時加算及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。</p>
PT38	警告	※受付：入院時支援特別加算なのにサービス提供状況が入院でない	<p>(1) 入院時支援特別加算（サービス提供回数）が「1」の場合、サービス提供の状況が「2：入院」以外である。</p>	<p>・サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供の状況及び入院時支援特別加算（サービス提供回数）の設定内容を確認してください。</p>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PT40	エラー	受付：食費の単価 朝食が正しく設定されていません	(1) 実費算定・朝食が「1」であり、かつサービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無が「2：有り」の場合、補足給付関係情報・食費の単価一日（円/日）及び補足給付関係情報・食費の単価朝食（円/日）が共に0、または未設定である。	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報及びサービス提供実績記録票情報（明細情報）の実費算定・朝食の設定内容を確認してください。
PT41	エラー	受付：食費の単価 昼食が正しく設定されていません	(1) 実費算定・昼食が「1」であり、かつサービス提供実績記録票（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無が「2：有り」の場合、補足給付関係情報・食費の単価一日（円/日）及び補足給付関係情報・食費の単価昼食（円/日）が共に0、または未設定である。	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報及びサービス提供実績記録票情報（明細情報）の実費算定・昼食の設定内容を確認してください。
PT42	エラー	受付：食費の単価 夕食が正しく設定されていません	(1) 実費算定・夕食が「1」であり、かつサービス提供実績記録票（基本情報）の補足給付関係情報・補足給付適用の有無が「2：有り」の場合、補足給付関係情報・食費の単価一日（円/日）及び補足給付関係情報・食費の単価夕食（円/日）が共に0、または未設定である。	・サービス提供実績記録票情報（基本情報）の補足給付関係情報及びサービス提供実績記録票情報（明細情報）の実費算定・夕食の設定内容を確認してください。
PT44	警告	※受付：施設外支援の算定が不正です	(1) 施設外支援が「1」の場合、食事提供加算、または訪問支援特別加算（算定時間数）が設定されている。 (2) 施設外支援が「1」の場合、サービス提供の状況が「8：欠席（欠席時対応加算）」である。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の施設外支援、食事提供加算、訪問支援特別加算（算定時間数）及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PT46	警告	※受付：食事提供加算とサービス提供状況の関係が不正です	(1) 食事提供加算が「1」であり、かつ日付がサービス提供年月の初日及び末日以外の場合、当日のサービス提供の状況が「1：宿泊型自立訓練」、「6：入院→共同生活住居に戻る→外泊」、「7：入院→共同生活住居に戻る→外泊」、未設定以外であり、かつ前日及び翌日のサービス提供の状況が「1：宿泊型自立訓練」、未設定以外である。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の日付、食事提供加算及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PT47	警告	※受付：訪問支援特別加算（算定時間数）の算定が不正です	(1) 訪問支援特別加算（算定時間数）が設定されている場合、訪問支援特別加算（サービス提供時間数）が未設定である。 (2) 開始時間から終了時間までの間隔が1時間未満の場合、訪問支援特別加算（算定時間数）が「1」以外である。 (3) 開始時間から終了時間までの間隔が1時間以上の場合、訪問支援特別加算（算定時間数）が「2」以外である。 (4) 訪問支援特別加算（算定時間数）が設定されている場合、施設外支援、または食事提供加算が「1」である。 (5) 訪問支援特別加算（算定時間数）が設定されている場合、サービス提供の状況が「8：欠席（欠席時対応加算）」である。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の施設外支援、食事提供加算、訪問支援特別加算（サービス提供時間数）、訪問支援特別加算（算定時間数）及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PT53	警告	※受付：入院または外泊時に朝食が提供されています	(1) 実費算定・朝食が「1」であり、かつ入院・外泊時加算が未設定であり、かつ日付がサービス提供年月の初日及び末日以外であり、かつサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」のいずれかの場合、前日及び翌日のサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」、「6：入院→共同生活住居に戻る→外泊」、「7：外泊→共同生活住居に戻る→入院」のいずれかである。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の日付、実費算定・朝食、入院・外泊時加算及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PT54	警告	※受付：入院または外泊時に昼食が提供されています	(1) 実費算定・昼食が「1」であり、かつ入院・外泊時加算が未設定であり、かつ日付がサービス提供年月の初日及び末日以外であり、かつサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」のいずれかの場合、前日及び翌日のサービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、「5：外泊→入院」、「6：入院→共同生活住居に戻る→外泊」、「7：外泊→共同生活住居に戻る→入院」のいずれかである。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の日付、実費算定・昼食、入院・外泊時加算及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PT61	警告	※受付：家庭連携加算（算定時間数）の算定が不正です	(1) 家庭連携加算（算定時間数）が設定されている場合、家庭連携加算（サービス提供時間数）が未設定である。 (2) 開始時間から終了時間までの時間が1時間未満の場合、家庭連携加算（算定時間数）が「1」以外である。 (3) 開始時間から終了時間までの時間が1時間以上の場合、家庭連携加算（算定時間数）が「2」以外である。 (4) サービス提供年月が2015年4月以降の場合、家庭連携加算（算定時間数）が「2」より大きい。 (5) 家庭連携加算（算定時間数）が設定されている場合、サービス提供の状況が「8：欠席（欠席時対応加算）」である。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の開始時間、終了時間、家庭連携加算（サービス提供時間数）、家庭連携加算（算定時間数）及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PT79	警告	※受付：食事提供加算の算定が不正です	(1) 食事提供加算が「1」の場合、施設外支援、または訪問支援特別加算（算定時間数）が設定されている。 (2) 食事提供加算が「1」の場合、訪問支援特別加算（算定時間数）が設定されている。 (3) 食事提供加算が「1」の場合、サービス提供の状況が「8：欠席（欠席時対応加算）」である。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の施設外支援、食事提供加算、訪問支援特別加算（算定時間数）、家庭連携加算（算定時間数）、サービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PT80	警告	※受付：欠席時対応加算が算定可能回数を超過しています	(1) サービス提供の状況が「8：欠席（欠席時対応加算）」のレコード数が単位数表マスタ（請求）の算定回数制限より大きい。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PT89	エラー	受付：同行援護（伴う）－1・2級ヘルパー等時間数が合計不一致	(1) 同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計2・内訳100%の値が、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の前月からの継続サービスが「1」以外で、かつサービス内容が「151000：同行援護（身体介護伴う）決定」で、かつヘルパー資格が「11：初任者等」である情報の算定時間数と派遣人数を掛けた合計と異なる。	・同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計2・内訳100%、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数及び派遣人数の設定内容を確認してください。
PT90	エラー	受付：同行援護（伴う）－3級ヘルパー等時間数が合計不一致	(1) 同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計2・内訳70%の値が、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の前月からの継続サービスが「1」以外で、かつサービス内容が「151000：同行援護（身体介護伴う）決定」で、かつヘルパー資格が「12：基礎等」である情報の算定時間数と派遣人数を掛けた値の合計と異なる。	・同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計2・内訳70%、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数及び派遣人数の設定内容を確認してください。
PT91	エラー	受付：同行援護（伴う）－合計・算定時間数計の計算値が不正です	(1) 同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計2・合計算定時間数計の値が、合計2・内訳100%と合計2・内訳70%を合計した値と異なる。	・同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計2・合計算定時間数計、合計2・内訳100%及び合計2・内訳70%の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PT92	エラー	受付：同行援護（伴ず）－1・2級ヘルパー等時間数が合計不一致	（1）同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計4・内訳100%の値が、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の前月からの継続サービスが「1」以外で、かつサービス内容が「152000：同行援護（身体介護伴わない）決定」で、かつヘルパー資格が「11：初任者等」である情報の算定時間数と派遣人数を掛けた値の合計と異なる。	・同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計4・内訳100%、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数及び派遣人数の設定内容を確認してください。
PT93	エラー	受付：同行援護（伴ず）－3級ヘルパー等時間数が合計不一致	（1）同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計4・内訳90%の値が、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の前月からの継続サービスが「1」以外で、かつサービス内容が「152000：同行援護（身体介護伴わない）決定」で、かつヘルパー資格が「12：基礎等」である情報の算定時間数と派遣人数を掛けた値の合計と異なる。	・同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計4・内訳90%、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数及び派遣人数の設定内容を確認してください。
PT94	エラー	受付：同行援護（伴ず）－合計・算定時間数計の計算値が不正です	（1）同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計4・合計算定時間数計の値が、合計4・内訳100%と合計4・内訳90%を合計した値と異なる。	・同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計4・合計算定時間数計、合計4・内訳100%及び合計4・内訳90%の設定内容を確認してください。
PT99	エラー	受付：提供形態設定時に開始時間が設定されていません	（1）放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態が設定されている場合、開始時間が未設定である。	・放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態及び開始時間の設定内容を確認してください。
PU01	エラー	受付：提供形態設定時に終了時間が設定されていません	（1）放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態が設定されている場合、終了時間が未設定である。	・放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態及び終了時間の設定内容を確認してください。
PU02	エラー	受付：提供形態設定時に家庭連携加算が設定されています	（1）サービス提供年月が2015年3月以前であり、放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態が設定されている場合、家庭連携加算（算定時間数）が設定されている。	・放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態及び家庭連携加算（算定時間数）の設定内容を確認してください。
PU03	エラー	受付：提供形態設定時に訪問支援特別加算が設定されています	（1）放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態が設定されている場合、訪問支援特別加算（算定時間数）が設定されている。	・放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態及び訪問支援特別加算（算定時間数）の設定内容を確認してください。
PU04	警告	※受付：体験利用加算が算定可能回数を超えています	（1）サービス提供の状況が「1：体験利用」のレコード数が単位数表マスタ（請求）の算定回数制限より大きい。	・地域移行支援提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PU05	警告	※受付：体験宿泊加算が算定可能回数を超えています	（1）サービス提供の状況が「2：体験宿泊Ⅰ」及び「3：体験宿泊Ⅱ」のレコード数の合計が単位数表マスタ（請求）の算定回数制限より大きい。	・地域移行支援提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PU07	エラー	受付：提供形態設定時に欠席時対応加算が設定されています	（1）放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態が設定されている場合、サービス提供の状況に「8：欠席（欠席時対応加算）」が設定されている。	・放課後等デイサービス提供実績記録票情報（明細情報）の提供形態及びサービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PU08	警告	※受付：送迎加算 往設定時に提供形態が「通所型」ではありません	（1）サービス提供年月が2012年4月以降であり、かつ送迎加算往が設定されている場合、提供形態が「1：通所型」以外である。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月、送迎加算往及び提供形態の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PU09	警告	※受付：送迎加算 復設定時に提供形態が「通所型」ではありません	(1) サービス提供年月が2012年4月以降であり、かつ送迎加算復が設定されている場合、提供形態が「1：通所型」以外である。	・サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月、送迎加算復及び提供形態の設定内容を確認してください。
PU10	エラー	受付：移行準備支援加算（Ⅰ） 当月が明細合計と一致しません	(1) 就労移行支援提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・施設外支援当月（日）の値が、就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）の施設外支援が「1」であるレコード数の合計と異なる。	・就労移行支援提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・施設外支援当月（日）、就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）の施設外支援の設定内容を確認してください。
PU11	エラー	受付：移行準備支援加算（Ⅰ） 当月が累計を超えています	(1) 就労移行支援提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・施設外支援累計（日/180日）の値が、提供実績の合計・施設外支援当月（日）の値より小さい。	・就労移行支援提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・施設外支援当月（日）及び提供実績の合計・施設外支援累計（日/180日）の設定内容を確認してください。
PU12	警告	※受付：移行準備支援加算（Ⅰ） 累計が180日を超えています	(1) 就労移行支援提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・施設外支援累計（日/180日）の値が、180日を超えている。	・就労移行支援提供実績記録票情報（基本情報）の提供実績の合計・施設外支援累計（日/180日）の設定内容を確認してください。
PU13	警告	※受付：移行準備支援体制加算の算定が不正です	(1) 就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月が2012年4月以降であり、かつ施設外支援が「1：移行準備支援体制加算（Ⅰ）」、または「2：移行準備支援体制加算（Ⅱ）」の場合、訪問支援特別加算（算定時間数）が設定されている。 (2) 就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月が2012年4月以降であり、かつ施設外支援が「1：移行準備支援体制加算（Ⅰ）」、または「2：移行準備支援体制加算（Ⅱ）」の場合、食事提供加算が設定されている。 (3) 就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月が2012年4月以降であり、かつ施設外支援が「1：移行準備支援体制加算（Ⅰ）」、または「2：移行準備支援体制加算（Ⅱ）」の場合、サービス提供の状況が「8：欠席（欠席時対応加算）」である。	・就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供の状況、訪問支援特別加算（算定時間数）、施設外支援及び食事提供加算の設定内容を確認してください。
PU14	警告	※受付：サービス内容と重度包括・加算の関係が不正です	(1) 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月が2012年4月以降から2014年3月以前であり、かつサービス内容の上2桁が「24：短期入所」、または「31：共同生活介護」の場合、重度包括・加算が設定されている。 (2) 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス提供年月が2014年4月以降であり、かつサービス内容の上2桁が「12：重度訪問支援」、「13：行動援護」、「24：短期入所」、または「33：共同生活援助」以外であり、かつ重度包括・加算が設定されている場合、重度包括・加算が「1：早朝」、「3：夜間」、または「4：深夜」以外である。	・重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス内容及び重度包括・加算の設定内容を確認してください。



エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PU15	警告	※受付：喀痰吸引等支援体制加算が同一日に複数回算定されています	(1) 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(明細情報)のサービス提供年月が2012年4月以降の場合、日付が同一日付のレコードについて、重度包括・加算が「5:早朝・喀痰吸引等」、「6:喀痰吸引等」、「7:夜間・喀痰吸引等」、または「8:深夜・喀痰吸引等」であるレコードが2件以上存在する。	・重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(明細情報)の日付及び重度包括・加算の設定内容を確認してください。
PU16	警告	※受付：移行準備支援体制加算(I)対象外の事業所です	(1) サービス提供年月が2013年4月以降で、就労移行支援提供実績記録票情報(明細情報)の施設外支援が「1:移行準備支援体制加算(I)」の場合、事業所番号及びサービス種類コード(サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード)が等しい事業所台帳(サービス)の移行準備支援体制加算(I)の有無が「1:無し」である。	・就労移行支援提供実績記録票情報(明細情報)の施設外支援の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の移行準備支援体制加算(I)の有無の登録内容を確認してください。
PU18	警告	※受付：夜間支援体制加算(II)対象外の事業所です	(1) サービス提供年月が2013年4月以降で、共同生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)の夜間支援体制加算が「2:夜間支援体制加算(II)」の場合、事業所番号及びサービス種類コード(サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード)が等しい事業所台帳(サービス)の共同生活介護夜間支援体制加算(II)の有無が「1:無し」である。	・共同生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)の夜間支援体制加算の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の共同生活介護夜間支援体制加算(II)の有無の登録内容を確認してください。
PU19	警告	※受付：夜間防災・緊急時支援体制加算(II)対象外の事業所です	(1) サービス提供年月が2013年4月以降から2014年3月以前で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(明細情報)の夜間支援体制加算が「2:夜間防災・緊急時支援体制加算(II)」の場合、事業所番号及びサービス種類(サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類)が等しい事業所台帳(サービス)の共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算(II)の有無が「1:無し」である。 (2) サービス提供年月が2013年4月以降から2015年3月以前で、宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票情報(明細情報)の夜間支援体制加算が「2:夜間防災・緊急時支援体制加算(II)」の場合、事業所番号及びサービス種類(サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類)が等しい事業所台帳(サービス)の宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(II)の有無が「1:無し」である。	・サービス提供実績記録票情報(明細情報)の夜間支援体制加算の設定内容を確認してください。 ・事業所等指定申請先に事業所台帳(サービス)の共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算(II)の有無及び宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(II)の有無の登録内容を確認してください。
PU20	エラー	受付：身体介護一初任者研修課程修了者等時間数が合計不一致	(1) サービス内容が「111000:居宅介護身体介護決定」であり、かつヘルパー資格が「11:初任者等」であり、かつ前月からの継続サービスが「1」以外である居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)の「算定時間数×派遣人数」の合計が、居宅介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)の合計1・内訳100%と異なる。	・居宅介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)の合計1・内訳100%、または居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)のサービス内容、ヘルパー資格、算定時間数、派遣人数及び前月からの継続サービスの設定内容を確認してください。
PU24	エラー	受付：家事援助一初任者研修課程修了者等時間数が合計不一致	(1) サービス内容が「112000:居宅介護家事援助決定」であり、かつヘルパー資格が「11:初任者等」であり、かつ前月からの継続サービスが「1」以外である居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)の「算定時間数×派遣人数」の合計が、居宅介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)の合計3・内訳100%と異なる。	・居宅介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)の合計3・内訳100%、または居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)のサービス内容、ヘルパー資格、算定時間数、派遣人数及び前月からの継続サービスの設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PU31	エラー	受付：同行援護（伴う）－初任者研修課程修了者等時間数が合計不一致	（１）同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計2・内訳100%の値が、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の前月からの継続サービスが「1」以外で、かつサービス内容が「151000：同行援護（身体介護伴う）決定」で、かつヘルパー資格が「11：初任者等」である情報の算定時間数と派遣人数を掛けた合計と異なる。	・同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計2・内訳100%、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数及び派遣人数の設定内容を確認してください。
PU32	エラー	受付：同行援護（伴う）－基礎研修課程修了者等時間数が合計不一致	（１）同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計2・内訳70%の値が、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の前月からの継続サービスが「1」以外で、かつサービス内容が「151000：同行援護（身体介護伴う）決定」で、かつヘルパー資格が「12：基礎等」である情報の算定時間数と派遣人数を掛けた値の合計と異なる。	・同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計2・内訳70%、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数及び派遣人数の設定内容を確認してください。
PU33	エラー	受付：同行援護（伴ず）－初任者研修課程修了者等時間数が合計不一致	（１）同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計4・内訳100%の値が、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の前月からの継続サービスが「1」以外で、かつサービス内容が「152000：同行援護（身体介護伴わない）決定」で、かつヘルパー資格が「11：初任者等」である情報の算定時間数と派遣人数を掛けた値の合計と異なる。	・同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計4・内訳100%、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数及び派遣人数の設定内容を確認してください。
PU34	エラー	受付：同行援護（伴ず）－基礎研修課程修了者等時間数が合計不一致	（１）同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計4・内訳90%の値が、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の前月からの継続サービスが「1」以外で、かつサービス内容が「152000：同行援護（身体介護伴わない）決定」で、かつヘルパー資格が「12：基礎等」である情報の算定時間数と派遣人数を掛けた値の合計と異なる。	・同行援護サービス提供実績記録票情報（基本情報）の合計4・内訳90%、同行援護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の算定時間数及び派遣人数の設定内容を確認してください。
PU35	警告	※受付：入院または外泊時に自立生活支援加算が設定されています	（１）サービス提供年月が2014年4月以降で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）の自立生活支援加算が設定されている場合、サービス提供の状況が「2：入院」、「3：外泊」、「4：入院→外泊」、または「5：入院→外泊」のいずれかである。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）の自立生活支援加算、サービス提供の状況の設定内容を確認してください。
PU36	警告	※受付：自立生活支援加算の日付が入居中・退居後算定日と不一致	（１）サービス提供年月が2014年4月以降で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）の自立生活支援加算が設定されている場合、日付が共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（基本情報）の地域移行加算・入所中算定日（年月日）及び地域移行加算・退所後算定日（年月日）と異なる。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（基本情報）の地域移行加算・入所中算定日（年月日）、地域移行加算・退所後算定日（年月日）、共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）の日付、自立生活支援加算の設定内容を確認してください。
PU37	警告	※受付：重度包括・共同生活援助合計日数が明細情報合計と不一致	（１）サービス提供年月が2014年4月以降で、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報（基本情報）の重度包括・共同生活援助合計日数が、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス内容の上2桁が「33：共同生活援助」の件数と異なる。	・重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報（基本情報）の重度包括・共同生活援助合計日数、または重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報（明細情報）のサービス内容の設定内容を確認してください。

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PU38	警告	※受付：夜間支援等体制加算（Ⅰ）対象外の事業所です	<p>（１）サービス提供年月が2014年4月以降から2015年3月以前で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）の夜間支援体制加算が「1：夜間支援等体制加算（Ⅰ）」の場合、事業所番号及びサービス種類コード（サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード）が等しい事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「2：Ⅰ」以外である。</p> <p>（２）サービス提供年月が2015年4月以降で、サービス提供実績記録票情報（明細情報）の夜間支援体制加算が「1：夜間支援等体制加算（Ⅰ）」の場合、事業所番号及びサービス種類コード（サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード）が等しい事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「2：Ⅰ」、「5：Ⅰ・Ⅱ」、「6：Ⅰ・Ⅲ」及び「8：Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」以外である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の夜間支援体制加算の設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PU39	警告	※受付：夜間支援等体制加算（Ⅱ）対象外の事業所です	<p>（１）サービス提供年月が2014年4月以降から2015年3月以前で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）の夜間支援体制加算が「2：夜間支援等体制加算（Ⅱ）」の場合、事業所番号及びサービス種類コード（サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード）が等しい事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「3：Ⅱ」以外である。</p> <p>（２）サービス提供年月が2015年4月以降で、サービス提供実績記録票情報（明細情報）の夜間支援体制加算が「2：夜間支援等体制加算（Ⅱ）」の場合、事業所番号及びサービス種類コード（サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード）が等しい事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「3：Ⅱ」、「5：Ⅰ・Ⅱ」、「7：Ⅱ・Ⅲ」及び「8：Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」以外である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の夜間支援体制加算の設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PU40	警告	※受付：夜間支援等体制加算（Ⅲ）対象外の事業所です	<p>（１）サービス提供年月が2014年4月以降から2015年3月以前で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）の夜間支援体制加算が「3：夜間支援等体制加算（Ⅲ）」の場合、事業所番号及びサービス種類コード（サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード）が等しい事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「4：Ⅲ」以外である。</p> <p>（２）サービス提供年月が2015年4月以降で、サービス提供実績記録票情報（明細情報）の夜間支援体制加算が「3：夜間支援等体制加算（Ⅲ）」の場合、事業所番号及びサービス種類コード（サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード）が等しい事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分が「4：Ⅲ」、「6：Ⅰ・Ⅲ」、「7：Ⅱ・Ⅲ」及び「8：Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」以外である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供実績記録票情報（明細情報）の夜間支援体制加算の設定内容を確認してください。</li> <li>・事業所等指定申請先に事業所台帳（サービス）の夜間支援等体制加算区分の登録内容を確認してください。</li> </ul>
PU41	エラー	受付：日中支援加算（算定回数）が正しくありません	<p>（１）サービス提供年月が2014年4月以降で、共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）の日中支援加算（算定回数）に「1：日中支援加算（Ⅰ）」、または「2：日中支援加算（Ⅱ）」が設定されている場合、日中支援加算（サービス提供回数）に設定されている内容と異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）の日中支援加算（算定回数）、日中支援加算（サービス提供回数）の設定内容を確認してください。</li> </ul>

エラーコード	点検結果	エラー内容	原因	対処方法
PU42	エラー	受付：介護サービス包括型の事業所で様式18-2は提出できません	(1) 共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(基本情報)の事業所番号及びサービス種類コード(サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード)が等しい事業所台帳(サービス)の施設等の区分が「2:外部サービス利用型」以外である。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(基本情報)の事業所番号及びサービス種類コード(サービス提供実績記録票の様式種別番号に対応するサービス種類コード)が等しい事業所台帳(サービス)の施設等の区分の設定内容を確認してください。
PU43	エラー	受付：受託居宅介護サービス一算定時間数が合計不一致	(1) 共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(基本情報)の合計1・合計算定時間数計の値が、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(明細情報)の算定時間数の合計と異なる。	・共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(基本情報)の合計1・合計算定時間数計、または共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(明細情報)の算定時間数の設定内容を確認してください。
PU44	エラー	受付：夜間支援等体制加算(回)が明細合計と一致しません	(1) サービス提供実績記録票情報(基本情報)の提供実績の合計・夜間支援体制加算(回)が、サービス提供実績記録票情報(明細情報)の夜間支援体制加算が「1:夜間支援等体制加算Ⅰ」、「2:夜間支援等体制加算Ⅱ」、または「3:夜間支援体制加算Ⅲ」である行数と異なる。	・サービス提供実績記録票情報(基本情報)の提供実績の合計・夜間支援体制加算(回)、またはサービス提供実績記録票情報(明細情報)の夜間支援体制加算の設定内容を確認してください。
PU45	エラー	受付：提供形態が未設定です	(1) 放課後等デイサービス提供実績記録票情報(明細情報)のサービス提供年月が2015年4月以降で、提供形態が未設定、かつ開始時間の設定がある場合、訪問支援特別加算(算定時間数)及びサービス提供の状況が設定されていない。	・放課後等デイサービス提供実績記録票情報(明細情報)の提供形態、サービス提供の状況、開始時間及び訪問支援特別加算(算定時間数)の設定内容を確認してください。
S***	エラー	—	(1) 市町村審査による返戻	・支給決定市町村に返戻内容を確認してください。
T***	エラー	—	(1) 市町村審査による返戻	・支給決定市町村に返戻内容を確認してください。